

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）

本則

- 一 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 二 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 三 金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113
- 四 内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
- 五 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 156
- 六 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 161

附則

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改正案	現行
<p>(定義) 第一条 (略) 2 (略) 3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 所管金融庁長官等 法第五十七条の二第二項に規定する特別金融商品取引業者及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第四十二条第二項又は第四十三条第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた金融商品取引業者等にあつては金融庁長官、それ以外の者にあつては現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長をいう。</p> <p>八〇十一 (略)</p> <p>(適格機関投資家の範囲) 第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p>	<p>(定義) 第一条 (略) 2 (略) 3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 所管金融庁長官等 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第四十二条第二項又は第四十三条第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた金融商品取引業者等にあつては金融庁長官、それ以外の者にあつては現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長をいう。</p> <p>八〇十一 (略)</p> <p>(適格機関投資家の範囲) 第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p>

一〇二十 (略)

二十一 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第二項に規定する信託会社(同条第四項に規定する管理型信託会社を除く。第十六条第一項第一号のニイ③及び第七号において同じ。)のうち金融庁長官に届出を行った者

二十二 信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社(同条第七項に規定する管理型外国信託会社を除く。第十六条第一項第一号のニイ③及び第七号において同じ。)のうち金融庁長官に届出を行った者

二十三 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った法人(ロに該当するものとして届出を行った法人にあつては、業務執行組合員等(組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づきこれらに類する者をいう。以下この号及び次号において同じ。))として取引を行う場合に限る。)

イ・ロ (略)

八 当該法人が資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。)(第二条第三項に規定する特定目的会社(第二十三条第六号において「特定目的会社」という。))であつて、資産流動化法第四条の規定により届出が行われた資産流動化法第二条第四項に規定する資産流動化計画(

一〇二十 (略)

二十一 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第二項に規定する信託会社(同条第四項に規定する管理型信託会社を除く。第十六条第一項第七号において同じ。))のうち金融庁長官に届出を行った者

二十二 信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社(同条第七項に規定する管理型外国信託会社を除く。第十六条第一項第七号において同じ。))のうち金融庁長官に届出を行った者

二十三 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った法人(ロに該当するものとして届出を行った法人にあつては、業務執行組合員等(組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づきこれらに類する者をいう。以下この号及び次号において同じ。))として取引を行う場合に限る。)

イ・ロ (略)

八 当該法人が資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。)(第二条第三項に規定する特定目的会社(以下この号及び第二十三条第七号において「特定目的会社」という。))であつて、資産流動化法第四条の規定により届出が行われた資産流動化法第二条第四項に規定する資

当該資産流動化計画の変更に係る資産流動化法第九条の規定による届出が行われた場合には、当該変更後の資産流動化計画。第三項第三号トにおいて同じ。）における資産流動化法第一条第一項に規定する特定資産に有価証券が含まれ、かつ、当該有価証券の価額が十億円以上であること。

二十四～二十六（略）

2
12（略）

（金融商品取引業から除かれるもの）

第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一（略）

一の一 法第二条第八項第二号又は第三号に掲げる行為（外国市場デリバティブ取引（法第二十八条第八項第五号に掲げる取引を除く。以下この号において同じ。）に係るものに限る。）のうち、

金融商品取引業者及び法第三十三条第一項に規定する金融機関以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において外国市場デリバティブ取引等（外国市場デリバティブ取引又はこれに係る法第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下この号において同じ。）を業として行う者が行うものであって、次のいずれかに該当するもの

イ 外国から行うものであって、次に掲げる者を相手方とするもの

資産流動化計画（当該資産流動化計画の変更に係る資産流動化法第九条の規定による届出が行われた場合には、当該変更後の資産流動化計画。第三項第三号トにおいて同じ。）における資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産に有価証券が含まれ、かつ、当該有価証券の価額が十億円以上であること。

二十四～二十六（略）

2
12（略）

（金融商品取引業から除かれるもの）

第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一（略）

（新設）

(1) 政府又は日本銀行

(2) 金融商品取引業者及び金融機関（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百九条各号に掲げる金融機関をいう。）(3)において同じ。(4)のうち、外国市場デリバティブ取引等を業として行う者

(3) 金融機関、信託会社又は外国信託会社（これらの者が投資の目的をもって又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において外国市場デリバティブ取引を行う場合に限る。）

(4) 金融商品取引業者のうち、投資運用業を行う者（当該者が投資運用業に係る行為を行う場合に限る。）

ロ 外国市場デリバティブ取引等についての勧誘をすることなく、外国から行う次に掲げる行為（イに該当するものを除く。）

(1) 国内にある者（令第一条の八の六第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者に限る。）(2)において同じ。(4)の注文を受けて、当該者を相手方として行う法第二条第八項第二号又は第三号に掲げる行為

(2) 外国市場デリバティブ取引等を業として行う金融商品取引業者（第二種金融商品取引業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者に限る。）(4)による代理又は媒介により、国内にある者を相手方として行う法第二条第八項第二号に掲げる行為

二丁九 (略)

九の二 法第二条第八項第十四号に掲げる行為のうち、外国の法令

二丁九 (略)

(新設)

に準拠し、外国において投資運用業（同号に掲げる行為を行う業務に限る。）を行う者が、外国投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うもの

十 法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、当該行為を行う者（以下この号において「対象行為者」という。）が金融商品取引業者等との間で投資一任契約を締結し、当該契約に基づき、当該行為に係る同項第十五号イから八までに掲げる権利（以下この号において「対象権利」という。）を有する者（以下この号において「対象権利者」という。）のため運用を行う権限の全部を委託するものであつて、次に掲げる要件のすべてに該当するもの
イ・ロ（略）

八 出資契約等及び当該投資一任契約において、当該金融商品取引業者等は、金融商品取引業者等に関する内閣府令第二百二十八条第一号若しくは第三号又は第二百二十九条第一項第一号若しくは第三号に掲げる行為に該当するものを除き、個別の取引ごとにすべての対象権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由の説明（②において「取引説明」という。）を行い、当該すべての対象権利者の同意（次に掲げる事項のすべての定めがある場合において行う取引にあつては、①の同意を含む。）を得なければ自己、その取締役若しくは執行役又はその運用を行う他の運用財産（法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。）との間における取引を行うことを内容とし

十 法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、当該行為を行う者（以下この号において「対象行為者」という。）が金融商品取引業者等との間で投資一任契約を締結し、当該契約に基づき、当該行為に係る同項第十五号イから八までに掲げる権利（以下この号において「対象権利」という。）を有する者（以下この号において「対象権利者」という。）のため運用を行う権限の全部を委託するものであつて、次に掲げる要件のすべてに該当するもの
イ・ロ（略）

八 出資契約等及び当該投資一任契約において、当該金融商品取引業者等は、金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百二十八条第一号若しくは第三号又は第二百二十九条第一項第一号若しくは第三号に掲げる行為に該当するものを除き、個別の取引ごとにすべての対象権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由の説明（②において「取引説明」という。）を行い、当該すべての対象権利者の同意（次に掲げる事項のすべての定めがある場合において行う取引にあつては、①の同意を含む。）を得なければ自己、その取締役若しくは執行役又はその運用を行う他の運用財産（法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。）との間

た運用(1)及び(2)において「自己取引等」という。()を行うことができない旨の定めがあること。

(1)・(2) (略)

二〇〇八 (略)

十一〇十六 (略)

二〇〇四 (略)

(不動産の価格等に準ずるもの)

第二十一条の二 令第一条の十八第四号に規定する内閣府令で定める数値は、次に掲げるものとする。

- 一 行政機関(地方公共団体を含む。)が法令の規定に基づき、又は一般の利用に供することを目的として定期的に発表し、又は提供する不動産の賃料等(賃料、稼働率、空室率その他の不動産の価値又は収益に関する数値をいう。以下この条において同じ。)
又は二以上の不動産の賃料等の水準を総合的に表した数値
- 二 不動産に関連する業務を行う団体が投資者の利用に供することを目的として定期的に発表し、又は提供する不動産の賃料等又は二以上の不動産の賃料等の水準を総合的に表した数値

(特定投資家の範囲)

第二十三条 法第二十条第三十一項第四号に規定する内閣府令で定める法人は、次に掲げるものとする。

における取引を行うことを内容とした運用(1)及び(2)において「自己取引等」という。()を行うことができない旨の定めがあること。

(1)・(2) (略)

二〇〇八 (略)

十一〇十六 (略)

二〇〇四 (略)

(新設)

(特定投資家の範囲)

第二十三条 法第二十条第三十一項第四号に規定する内閣府令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一
十
(削る)

(略)

一
十
(地方公共団体)

(略)

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 金融商品取引業者等</p> <p>第一節（第三節）（略）</p> <p>第四節 監督（第九十八条 第二百八条）</p> <p>第四節の二 特別金融商品取引業者等に関する特則</p> <p>第一款 特別金融商品取引業者（第二百八条の二 第二百八条の十七）</p> <p>第二款 指定親会社（第二百八条の十八 第二百八条の三十四）</p> <p>第三款 雑則（第二百八条の三十五）</p> <p>第五節 外国業者に関する特例</p> <p>第一款 外国証券業者（第二百八条の三十六 第二百四十四条）</p> <p>第二款（第四款）（略）</p> <p>第六節・第七節（略）</p> <p>第三章（第五章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 金融商品取引業者等</p> <p>第一節（第三節）（略）</p> <p>第四節 監督（第九十八条 第二百八条）</p> <p>第五節 外国業者に関する特例</p> <p>第一款 外国証券業者（第二百八条の二 第二百四十四条）</p> <p>第二款（第四款）（略）</p> <p>第六節・第七節（略）</p> <p>第三章（第五章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p>

第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「引受人」、「有価証券届出書」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「目論見書」、「金融商品仲介業」、「金融商品仲介業者」、「認可金融商品取引業協会」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「取引所金融商品市場」、「取引参加者」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「外国金融商品取引所」、「有価証券等清算取次ぎ」、「金融商品債務引受業」、「金融商品債務引受業」、「金融商品取引清算機関」、「証券金融会社」、「特定投資家」、「信用格付業」、「信用格付業者をいう。

2
(略)

第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「引受人」、「有価証券届出書」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「目論見書」、「金融商品仲介業」、「金融商品仲介業者」、「認可金融商品取引業協会」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「取引所金融商品市場」、「取引参加者」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「外国金融商品取引所」、「有価証券等清算取次ぎ」、「金融商品債務引受業」、「金融商品債務引受業」、「金融商品取引清算機関」、「証券金融会社」、「特定投資家」、「信用格付業」、「信用格付業者をいう。

2
(略)

3 この府令（第十六号に掲げる用語にあつては、第百九十九条第十号、第二百一条第二十四号及び第二十五号、第二百一条第十八号、第二章第四節の二並びに別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～二十九（略）

二十九の二 特別金融商品取引業者 法第五十七条の二第二項に規定する特別金融商品取引業者をいう。

二十九の三 対象特別金融商品取引業者 法第五十七条の二第二項に規定する対象特別金融商品取引業者をいう。

二十九の四 指定親会社 法第五十七条の二第三項に規定する指定親会社をいう。

二十九の五 最終指定親会社 法第五十七条の二第三項に規定する最終指定親会社をいう。

三十～四十二（略）

四十三 連携金融商品債務引受業務 法第一百五十六条の二十の十六第一項に規定する連携金融商品債務引受業務をいう。

四十四 連携清算機関等 法第一百五十六条の二十の十六第一項に規定する連携清算機関等をいう。

四十五～五十（略）

4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三（略）

3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～二十九（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

三十～四十二（略）

（新設）

（新設）

四十三～四十八（略）

4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三（略）

四 所管金融庁長官等 特別金融商品取引業者及び金融商品取引法
施行令（以下「令」という。）第四十二条第二項又は第四十三条
第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた者にあつては金融
庁長官、それ以外の者にあつては管轄財務局長等をいう。
五、十四（略）

（訳文の添付）

第二条 法（第三章から第三章の三まで及び第百八十八条（金融商品
取引業者等、指定親会社、金融商品仲介業者又は信用格付業者に係
るものに限る。）に限る。次条において同じ。）、令（第四章から
第四章の三までに限る。次条において同じ。）又はこの府令（第二
百三十六条及び第二百三十九条から第二百四十三条までを除く。）
の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金
融庁長官等」という。）に提出する書類で、特別の事情により日本
語をもつて記載することができないものがあるときは、その訳文を
付さなければならない。ただし、当該書類が定款又は株主総会若し
くは役員会等（第二百一十一条第一号に規定する役員会等をいう。
）の議事録であつて、かつ、英語で記載されたものであるときは、
その概要の訳文を付すことをもつて足りるものとする。

（登録申請書の添付書類）

第九条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める
書類は、次に掲げる書類とする。

四 所管金融庁長官等 金融商品取引法施行令（以下「令」という
。）第四十二条第二項又は第四十三条第二項の規定により金融庁
長官の指定を受けた者にあつては金融庁長官、それ以外の者にあ
つては管轄財務局長等をいう。
五、十四（略）

（訳文の添付）

第二条 法（第三章から第三章の三まで及び法第百八十八条（金融商
品取引業者等、金融商品仲介業者又は信用格付業者に係るものに限
る。）に限る。次条において同じ。）、令（第四章から第四章の三
までに限る。次条において同じ。）又はこの府令（第二百三十六条
及び第二百三十九条から第二百四十三条までを除く。）の規定によ
り金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等
」という。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて
記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなけれ
ばならない。ただし、当該書類が定款又は株主総会若しくは役員会
等（第二百一十一条第一号に規定する役員会等をいう。）の議事録
であつて、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の
訳文を付すことをもつて足りるものとする。

（登録申請書の添付書類）

第九条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める
書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 法人であるときは、次に掲げる書類

イ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第一号、第二号及び第四号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第一号、第二号及び第四号、第九十九条第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第五号まで、第二百八条の二十二第二号八、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号並びに第二百八条の三十二第二号において同じ。）及び令第十五条の四に規定する使用人（第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号及び第九十一条第一項第四号を除き、以下「重要な使用人」という。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員
の沿革を記載した書面）

ロ 二 (略)

三 七 (略)

第十条 法第二十九条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う場合には、次に掲げる書類

一 (略)

二 法人であるときは、次に掲げる書類

イ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第一号、第二号及び第四号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第一号、第二号及び第四号、第九十九条第二号、第二百一条第九号並びに第二百二条第八号において同じ。）及び令第十五条の四に規定する使用人（第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号及び第九十一条第一項第四号を除き、以下「重要な使用人」という。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

ロ 二 (略)

三 七 (略)

第十条 法第二十九条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う場合には、次に掲げる書類

イ (略)

ロ 主要株主（法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この号、第三十八条の二、第三十八条の五、第九百九十九条第十一号八、第二百一条第二十号、第二百二条第五号ロ及び第十六号、第二百八条の三十一第一項第十一号及び第二項第八号並びに第二百八条の三十二第九号において同じ。）の商号、名称又は氏名及び本店又は主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所又は居所）並びに当該主要株主が保有する対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第四項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。）の数を記載した書面

ハ (略)

三 (略)

2 (略)

(人的構成の審査基準)

第十三条 法第二十九条の四第一項第一号二（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

一 三 (略)

四 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、次に掲げる要

イ (略)

ロ 主要株主（法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この号、第九百九十九条第十一号八、第二百一条第二十号並びに第二百二条第五号及び第十六号において同じ。）の商号、名称又は氏名及び本店又は主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所又は居所）並びに当該主要株主が保有する対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第四項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。）の数を記載した書面

ハ (略)

三 (略)

2 (略)

(人的構成の審査基準)

第十三条 法第二十九条の四第一項第一号二（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

一 三 (略)

四 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、次に掲げる要

件に該当しないこと。

イ 宅地又は建物の取引に関する専門的知識及び経験を有する役員又は使用人を次に掲げる部門にそれぞれ配置していること。

(1)・(2) (略)

(3) 法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。第四十四条第一号イ、第四十九条第四号イ(3)、第九十九条第七号及び第十三号イ、第二百条第六号、第二百八条の三十一第一項第八号イ並びに第二百二十三条第十号において同じ。）を遵守させるための指導に関する業務に係る部門

ロ (略)

五 (略)

(対象議決権保有届出書の提出)

第三十六条 法第三十二条第一項の規定により同項の対象議決権保有届出書を提出する者は、別紙様式第八号により作成した対象議決権保有届出書に、当該対象議決権保有届出書の写し及び同条第二項の規定により当該対象議決権保有届出書に添付すべき書類を添付して、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。以下この款において同じ。）にあつてはその本店等の所在地（個人である場合にあっては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支

件に該当しないこと。

イ 宅地又は建物の取引に関する専門的知識及び経験を有する役員又は使用人を次に掲げる部門にそれぞれ配置していること。

(1)・(2) (略)

(3) 法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。第四十四条第一号イ、第四十九条第四号イ(3)、第九十九条第七号、第二百条第六号及び第二百二十三条第十号において同じ。）を遵守させるための指導に関する業務に係る部門

ロ (略)

五 (略)

(対象議決権保有届出書の提出)

第三十六条 法第三十二条第一項の規定により同項の対象議決権保有届出書を提出する者は、別紙様式第八号により作成した対象議決権保有届出書に、当該対象議決権保有届出書の写し及び同条第二項の規定により当該対象議決権保有届出書に添付すべき書類を添付して、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。）にあつてはその本店等の所在地（個人である場合にあっては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に、非居住者（同法

局長)に、非居住者(同法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。以下この款及び第二百八条において同じ。)にあっては関東財務局長に提出しなければならない。

(特定主要株主となつた旨の届出)

第三十八条の二 法第三十二条第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者の特定主要株主(同条第四項に規定する特定主要株主をいう。以下この条及び第三十八条の五において同じ。)以外の主要株主は、別紙様式第八号の二により作成した特定主要株主となつた旨の届出書に、当該届出書の写しを添付して、居住者にあつてはその本店等の所在地(個人である場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、非居住者にあつては関東財務局長に提出しなければならない。

(親会社等となる者)

第三十八条の三 令第十五条の十六の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(財務計算に関する書類の内容に影響を与えないものを除く。)とする。

一 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。)第八条第三項に規定する親会社

二 指定国際会計基準(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に

第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第二百八条において同じ。)にあっては関東財務局長に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）その他外国における公正妥当な企業会計の基準又は慣行において、財務計算に関する書類の作成上前号に掲げるものと同様に取り扱われているもの

（関連会社等となる者）

第三十八条の四 令第十五条の十六の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（財務計算に関する書類の内容に影響を与えないものを除く。）とする。

- 一 財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社
- 二 指定国際会計基準その他外国における公正妥当な企業会計の基準又は慣行において、財務計算に関する書類の作成上前号に掲げるものと同様に取り扱われているもの

（特定主要株主以外の主要株主となった旨の届出）

第三十八条の五 法第三十二条の三第二項の規定により届出を行う金融商品取引業者の特定主要株主は、別紙様式第八号の三により作成した特定主要株主以外の主要株主となった旨の届出書に、当該届出書の写しを添付して、居住者にあつてはその本店等の所在地（個人である場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者にあつては関東財務局長に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

(準用)

第三十九条 第三十六条から第三十八条までの規定は、法第三十二条の四において法第三十二条第一項及び第二項の規定を準用する場合について準用する。

(契約締結前交付書面の記載方法)

第七十九条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 (略)

二 金融商品取引契約が店頭デリバティブ取引契約(令第十六条の

四第一項第一号イから八までに掲げる取引(以下「店頭金融先物取引」という。)に係る同号に掲げる契約又は同項第二号に掲げ

る契約(第一百六条第一項第三号イ及びロに掲げる取引に係るものを除く。)をいう。以下同じ。)であるときは、第九十四条第

一項第一号及び第四号に掲げる事項

三 (略)

3 (略)

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

(準用)

第三十九条 前三条の規定は、法第三十二条の四において法第三十二条の規定を準用する場合について準用する。

(契約締結前交付書面の記載方法)

第七十九条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 (略)

二 金融商品取引契約が令第十六条の四第一項各号に掲げる取引(以下「店頭金融先物取引」という。)に係るものであるときは、

第九十四条第一項第一号及び第四号に掲げる事項

三 (略)

3 (略)

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第八十条（略）

2・3（略）

4 契約締結前交付書面を交付した日（この項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る金融商品取引契約と同種の内容の金融商品取引契約（店頭デリバティブ取引契約を除く。）の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

5（略）

（抵当証券等の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第八十六条 その締結しようとする金融商品取引契約が抵当証券等の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一～六（略）

七 当該抵当証券等に係る貸付契約に関する次に掲げる事項

イ～ハ（略）

ト 債務者が当該金融商品取引業者等の関連当事者（財務諸表等規則第八條第十七項に規定する関連当事者をいう。）である場合には、その旨

第八十条（略）

2・3（略）

4 契約締結前交付書面を交付した日（この項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る金融商品取引契約と同種の内容の金融商品取引契約（店頭金融先物取引に係るものを除く。）の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

5（略）

（抵当証券等の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第八十六条 その締結しようとする金融商品取引契約が抵当証券等の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一～六（略）

七 当該抵当証券等に係る貸付契約に関する次に掲げる事項

イ～ハ（略）

ト 債務者が当該金融商品取引業者等の関連当事者（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八條第十七項に規定する関連当事者をいう。）である場合には、その旨

子 (略)

八十一 (略)

2・3 (略)

(外国出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第八十八条 その締結しようとする金融商品取引契約が法第二条第二項第六号に掲げる権利(以下「外国出資対象事業持分」という。)の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一五 (略)

2・3 (略)

(商品ファンド関連取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第九十一条 その締結しようとする金融商品取引契約が、商品ファンド関連受益権の売買その他の取引(以下「商品ファンド関連取引」という。)に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十四条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第八十九条第一項の規定にかかわらず、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる

子 (略)

八十一 (略)

2・3 (略)

(外国出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第八十八条 その締結しようとする金融商品取引契約が法第二条第二項第六号に掲げる権利(以下この条及び次条において「外国出資対象事業持分」という。)の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一五 (略)

2・3 (略)

(商品ファンド関連取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第九十一条 その締結しようとする金融商品取引契約が、商品ファンド関連受益権の売買その他の取引(以下「商品ファンド関連取引」という。)に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十四条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第八十九条第一項の規定にかかわらず、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる

事項とする。

一 (略)

二 当該金融商品取引業者等及び運用業者の資本金の額又は出資の総額及び主要株主（自己又は他人の名義をもって総株主等の議決権の百分の十以上の議決権を保有している者をいう。第九十五条第一項第一号及び第五十三条第一項第四号ニ(6)において同じ。）の商号、名称又は氏名並びに当該金融商品取引業者等又は運用業者が他に事業を行っているときは、その種類

三 三十 (略)

2 } 4 (略)

(事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第九十二条の二 その締結しようとする金融商品取引契約が、出資対象事業持分のうち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う事業以外の事業であるもの（以下この条において「事業型出資対象事業持分」という。）の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十七条第一項に規定する事項（当該金融商品取引契約が外国出資対象事業持分の売買その他の取引に係るものである場合にあっては第八十八条第一項に規定する事項、当該金融商品取引契約が第九十一条第四項第三号に掲げるものの売買その他の取引に係

事項とする。

一 (略)

二 当該金融商品取引業者等及び運用業者の資本金の額又は出資の総額及び主要株主（自己又は他人の名義をもって総株主等の議決権の百分の十以上の議決権を保有している者をいう。第九十五条第一項第一号において同じ。）の商号、名称又は氏名並びに当該金融商品取引業者等又は運用業者が他に事業を行っているときは、その種類

三 三十 (略)

2 } 4 (略)

(新設)

るものである場合にあつては同条第一項に規定する事項、当該金融商品取引契約が競走用馬投資関連業務に係る取引に係るものである場合にあつては前条第一項に規定する事項)のほか、次に掲げる事項とする。

一 事業型出資対象事業持分に関する次のイからハまでに掲げる金銭の管理の方法の区分に応じ当該イからハまでに定める事項

イ 第百二十五条第二号イに掲げる方法 次に掲げる事項

(1) 預託先の商号又は名称

(2) 預託に係る営業所又は事務所の名称及び所在地

(3) 預託の名義

(4) 預託の口座番号その他の当該預託を特定するために必要な事項

ロ 第百二十五条第二号ロに掲げる方法 次に掲げる事項

(1) 預金又は貯金の口座のある銀行等(銀行、協同組織金融機関、株式会社商工組合中央金庫又は外国の法令に準拠し、外国において銀行法第十条第一項第一号に掲げる業務を行う者をいう。)の商号又は名称

(2) 預金又は貯金の口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地

(3) 預金又は貯金の名義

(4) 預金又は貯金の口座番号その他の当該預金又は貯金を特定するために必要な事項

ハ 第百二十五条第二号ハに掲げる方法 次に掲げる事項

(1) 金銭信託の受託者の商号又は名称

(2) 金銭信託に係る営業所又は事務所の名称及び所在地

(3) 金銭信託の名義

(4) 金銭信託の口座番号その他の当該金銭信託を特定するため
に必要な事項

二 法第四十条の三に規定する管理の実施状況及び当該金融商品取引業者等が当該実施状況の確認を行った方法

2 第八十三条第二項の規定は、事業型出資対象事業持分の売買その他の取引について準用する。この場合において、同項中「前項各号」とあるのは、「第九十二条の二第一項各号」と読み替えるものとする。

3 第八十三条第三項の規定は、事業型出資対象事業持分について準用する。この場合において、同項中「第一項」とあるのは、「第九十二条の二第一項」と読み替えるものとする。

(店頭デリバティブ取引契約に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第九十四条 その締結しようとする金融商品取引契約が店頭デリバティブ取引契約である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 当該金融商品取引業者等が顧客を相手方として行う店頭デリバティブ取引(第百十六条第一項第三号イ及びロに掲げる取引を除

(店頭金融先物取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第九十四条 その締結しようとする金融商品取引契約が店頭金融先物取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 当該金融商品取引業者等が顧客を相手方として行う店頭金融先物取引により生じ得る損失の減少を目的として、当該金融商品取

く。以下この項、第一百七十七条第一項第二十六号並びに第二百二十二条第一項第二十号及び第二十一号において同じ。）により生じ得る損失の減少を目的として、当該金融商品取引業者等が行う市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者等その他の者（以下この号及び次号において「他の業者等」という。）を相手方として行う店頭デリバティブ取引で、当該顧客が行った店頭デリバティブ取引と取引の対象とする金融商品若しくは金融指標及び売買の別その他これらに準ずる事項が同一のもの（以下「カバー取引」という。）を行う場合の当該カバー取引に係る取引所金融商品市場の商号若しくは名称若しくは外国金融商品市場を開設する者の商号若しくは名称を当該外国金融商品市場が開設されている国若しくは地域において使用されている言語により表示したものと及びそれを日本語により翻訳して表示したものと又は店頭デリバティブ取引の相手方となる他の業者等（以下「カバー取引相手方」という。）の商号、名称若しくは氏名及び業務内容並びにこれらの者が外国法人である場合にあっては、監督を受けている外国の当局の名称

二 顧客が行う店頭デリバティブ取引で当該金融商品取引業者等が媒介、取次ぎ又は代理を行う場合の当該媒介、取次ぎ又は代理の相手方となる他の業者等（以下この号及び第四百四十三条第一項第二号二において「媒介等相手方」という。）の商号、名称又は氏名及び業務内容並びに当該媒介等相手方が外国法人である場合にあっては、監督を受けている外国の当局の名称

引業者等が行う令第十六条の四第二項第一号イからハまでに掲げる取引（これらに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は他の金融商品取引業者等その他の者（以下この号及び次号において「他の業者等」という。）を相手方として行う店頭金融先物取引で、当該顧客が行った店頭金融先物取引と市場デリバティブ取引の対象とする金融商品若しくはオプション又は市場デリバティブ取引に係る金融指標及び売買の別その他これらに準ずる事項が同一のもの（以下「カバー取引」という。）に係る取引所金融商品市場の商号若しくは名称若しくは外国金融商品市場を開設する者の商号若しくは名称を当該外国金融商品市場が開設されている国又は地域において使用されている言語により表示したものと及びそれを日本語により翻訳して表示したものと又は店頭金融先物取引の相手方となる他の業者等（以下「カバー取引相手方」という。）の商号、名称若しくは氏名及び業務内容並びにこれらの者が外国法人である場合にあっては、監督を受けている外国の当局の名称

二 顧客が行う店頭金融先物取引で当該金融商品取引業者等が媒介、取次ぎ又は代理を行う場合の当該媒介、取次ぎ又は代理の相手方となる他の業者等（以下この号及び第四百四十三条第一項第二号二において「媒介等相手方」という。）の商号、名称又は氏名及び業務内容並びに当該媒介等相手方が外国法人である場合にあっては、監督を受けている外国の当局の名称

<p>三 当該店頭デリバティブ取引契約に係る禁止行為に関する事項</p> <p>四 法第四十三条の二第一項若しくは第二項又は第四十三条の三の規定に基づく財産の管理方法及び預託先</p> <p>2 第八十三条第二項の規定は、店頭デリバティブ取引契約について準用する。この場合において、同項中「前項各号」とあるのは、「第九十四条第一項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>（デリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面の記載事項の特則）</p> <p>第二百二条 デリバティブ取引等（有価証券関連デリバティブ取引等）店頭デリバティブ取引契約に係るものを除く。）及び有価証券等清算取次ぎに係るものを除く。次項において同じ。）に係る金融商品取引契約が成立したときに作成する契約締結時交付書面には、第一百条第一項に規定する事項（当該金融商品取引契約が有価証券関連デリバティブ取引等（店頭デリバティブ取引契約に係るものに限る。）に係るものである場合にあつては、前条第一項に規定する事項）のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（書面の交付が必要となる保証金の種類）</p> <p>第一百十三条 法第三十七条の五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、店頭デリバティブ取引契約及び令第十六条の四第二項各号に</p>	<p>三 店頭金融先物取引又はその受託等に係る禁止行為に関する事項</p> <p>四 法第四十三条の三の規定に基づく財産の管理方法及び預託先</p> <p>2 第八十三条第二項の規定は、店頭金融先物取引について準用する。この場合において、同項中「前項各号」とあるのは、「第九十四条第一項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>（デリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面の記載事項の特則）</p> <p>第二百二条 デリバティブ取引等（有価証券関連デリバティブ取引等及び有価証券等清算取次ぎに係るものを除く。以下この条において同じ。）に係る金融商品取引契約が成立したときに作成する契約締結時交付書面には、第一百条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（書面の交付が必要となる保証金の種類）</p> <p>第一百十三条 法第三十七条の五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、令第十六条の四第一項に規定する契約及び同条第二項各号に</p>
---	--

掲げる契約に係る取引に関して顧客から預託を受けた金銭、有価証券その他の財産とする。

(不招請勧誘等の禁止の例外)

第百十六条 法第三十八条ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第四号に掲げる行為にあつては、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引業者等が継続的取引関係にある顧客(勧誘の日前一年間に店頭金融先物取引に係る二以上の金融商品取引契約のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限る。)に対して店頭金融先物取引に係る金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

二 (略)

三 個人に対する勧誘であつて、有価証券関連店頭デリバティブ取引(法第二十八条第八項第四号に掲げる取引をいう。次号において同じ。)のうち次に掲げる取引に係る金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

イ 法第二十八条第八項第四号イに掲げる取引のうち、当該個人が、将来の一定の時期におけるその所有に係る有価証券の売付けを約するとともに、当該有価証券を当該売付けの相手方となる金融商品取引業者等に貸し付け、又は担保に供するもの

ロ 法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引(同号ハに規定する権利を行使することにより成立する取引が、同号ハ(1)に掲げる取引であるものに限る。)のうち、当該個人が、その所有に

掲げる契約に係る取引に関して顧客から預託を受けた金銭、有価証券その他の財産とする。

(不招請勧誘の禁止の例外)

第百十六条 法第三十八条ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第四号に掲げる行為にあつては、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引業者等が継続的取引関係にある顧客(勧誘の日前一年間に、二以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限る。)に対して店頭金融先物取引に係る金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

二 (略)

(新設)

係る有価証券の買付けを成立させることができる権利を金融商品取引業者等に付与するとともに、当該有価証券を当該金融商品取引業者等に貸し付け、又は担保に供するもの

四 金融商品取引業者等が継続的取引関係にある個人である顧客（

勧誘の日前一年間に有価証券関連店頭デリバティブ取引（前号イ及びロに掲げる取引を除く。以下この号において同じ。）に係る二以上の金融商品取引契約のあった者及び勧誘の日に未決済の有価証券関連店頭デリバティブ取引の残高を有する者に限る。）に対して有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る金融商品取引契約の締結を勧誘する行為

五 金融商品取引業者等が継続的取引関係にある個人である顧客（勧誘の日前一年間に店頭デリバティブ取引（次に掲げる取引に限る。以下この号において同じ。）に係る二以上の金融商品取引契約のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭デリバティブ取引の残高を有する者に限る。）に対して店頭デリバティブ取引に係る金融商品取引契約の締結を勧誘する行為

イ 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の金融指標（金融商品（法第二条第二十四項第二号又は第三号に掲げるものに限る。）の価格若しくは金融商品（同項第二号に掲げるものに限る。ロにおいて同じ。）の利率等又はこれらに基づいて算出した数値に限る。以下この号において同じ。）としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該金融指標の数値の差に基づ

（新設）

（新設）

いて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることのできる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

ロ 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品の利率等若しくは金融指標（金融商品の利率等及びこれに基づいて算出した数値を除く。ロにおいて同じ。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引

ハ 当事者の一方の意思表示により当事者間においてロに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

2 | 法第三十八条ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、前項第三号に掲げるものとする。

（禁止行為）

第一百七十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は

（新設）

（禁止行為）

第一百七十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は

、次に掲げる行為とする。

一～六 (略)

七 金融商品取引契約の締結又は解約に関し、顧客（当該金融商品取引契約が抵当証券等及び商品ファンド関連受益権の売買その他の取引に係るもの並びに令第十六条の四第一項第一号及び第二項各号に掲げる契約以外のものである場合にあつては、個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

八～十四 (略)

十五 法第六十六條第二項第一号イに規定する募集（法第六十三條第一項に規定する上場会社等の発行する有価証券に係るものに限る。）について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める措置を講ずることなく、当該調査の対象者（以下この号において「調査対象者」という。）又は第三者が委託若しくは当該募集に係る法人関係情報の提供を受けて当該調査を行う場合における当該第三者に対し、当該募集に係る法人関係情報を提供する行為

イ 金融商品取引業者等が自ら当該調査を行う場合 次に掲げる

措置

(1) 法令遵守管理（金融商品取引業者等の業務が法令等（法令（外国の法令を含む。））、法令に基づく行政官庁の処分（外国の法令に基づく同様の処分を含む。）又は金融商品取引業

、次に掲げる行為とする。

一～六 (略)

七 金融商品取引契約の締結又は解約に関し、顧客（当該金融商品取引契約が抵当証券等及び商品ファンド関連受益権の売買その他の取引に係るもの、令第十六条の四第一項に規定する契約並びに同条第二項に掲げる契約以外のものである場合にあつては、個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

八～十四 (略)

十五 法第六十六條第二項第一号イに規定する募集（法第六十三條第一項に規定する上場会社等の発行する有価証券に係るものに限る。）について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める措置を講ずることなく、当該調査の対象者（以下この号において「調査対象者」という。）又は第三者が委託若しくは当該募集に係る法人関係情報の提供を受けて当該調査を行う場合における当該第三者に対し、当該募集に係る法人関係情報を提供する行為

イ 金融商品取引業者等が自ら当該調査を行う場合 次に掲げる

措置

(1) 法令遵守管理（金融商品取引業者等の業務が法令等（法令（外国の法令を含む。））、法令に基づく行政官庁の処分（外国の法令に基づく同様の処分を含む。）又は金融商品取引業

協会若しくは金融商品取引所の定款その他の規則（外国の法令に基づきこれらに相当する協会又は取引所の定款その他の規則を含む。）をいう。以下この号、第五百五十三条第一項第七号チ及び第五百五十四条第四号チにおいて同じ。）に適合するかどうかを判断すること及び当該法令等を役職員に遵守させることをいう。ロ(1)において同じ。）に関する業務を行う部門から、当該調査を行うこと、調査対象者並びに調査対象者に提供される法人関係情報の内容並びにその提供の時期及び方法が適切であることについて、あらかじめ承認を受けていること。

(2)・(3) (略)

ロ (略)

十六(二十五) (略)

二十六 店頭デリバティブ取引又はその受託等（証拠金その他の保証金を預託する取引に係るものに限る。）につき、顧客（特定投資家を除き、当該店頭デリバティブ取引が店頭金融先物取引以外のものである場合にあっては、個人に限る。）に対し、当該顧客が行う当該店頭デリバティブ取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）の勧誘その他これに類似する行為をすること。

二十七(三十二) (略)

22 (略)

協会若しくは金融商品取引所の定款その他の規則（外国の法令に基づきこれらに相当する協会又は取引所の定款その他の規則を含む。）をいう。以下この号において同じ。）に適合するかどうかを判断すること及び当該法令等を役職員に遵守させることをいう。ロ(1)において同じ。）に関する業務を行う部門から、当該調査を行うこと、調査対象者並びに調査対象者に提供される法人関係情報の内容並びにその提供の時期及び方法が適切であることについて、あらかじめ承認を受けていること。

(2)・(3) (略)

ロ (略)

十六(二十五) (略)

二十六 店頭金融先物取引又はその受託等（証拠金その他の保証金を預託する取引に係るものに限る。）につき、顧客（特定投資家を除く。）に対し、当該顧客が行う当該店頭金融先物取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）の勧誘その他これに類似する行為をすること。

二十七(三十二) (略)

22 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一〇十九 (略)

二十 店頭デリバティブ取引について、金融商品取引業者等が売付け及び買付けの価格又は価格に相当する事項の双方がある場合に、これらの価格又は価格に相当する事項を同時に提示していない状況(当該店頭デリバティブ取引が店頭金融先物取引以外のものである場合にあつては、当該価格又は価格に相当する事項を同時に個人である顧客に提示していない状況)

二十一 店頭デリバティブ取引について、金融商品取引業者等が顧客(当該店頭デリバティブ取引が店頭金融先物取引以外のものである場合にあつては、個人に限る。)の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項の提示を要求した当該顧客に提示していない状況

二十一の二〇二十五 (略)

二〇五 (略)

(特定投資家向け有価証券取引契約等)

第二百二十五条の六 法第四十条の五第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一〇十九 (略)

二十 店頭金融先物取引について、金融商品取引業者等が売付け及び買付けの価格又は価格に相当する事項の双方がある場合に、これらの価格又は価格に相当する事項を同時に提示していない状況

二十一 店頭金融先物取引について、金融商品取引業者等が顧客の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項の提示を要求した当該顧客に提示していない状況

二十一の二〇二十五 (略)

二〇五 (略)

(特定投資家向け有価証券取引契約等)

第二百二十五条の六 法第四十条の五第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。以下この号において同じ。）又は外国金融商品取引清算機関を相手方として特定投資家向け有価証券の売買（当該金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関が行う金融商品債務引受業務（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携金融商品債務引受業務を含む。）に係るものに限る。）を行うことを内容とする契約

2
（略）

（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託の要件）

第百四十一条の二 前条の規定にかかわらず、対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託（以下この条において単に「顧客分別金信託」という。）に係る契約は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

一～三（略）

四 金融商品取引業者等が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

イ 法第五十二条第一項若しくは第四項、第五十三条第三項、第

一・二（略）

三 金融商品取引清算機関を相手方として特定投資家向け有価証券の売買（当該金融商品取引清算機関が行う金融商品債務引受業務に係るものに限る。）を行うことを内容とする契約

2
（略）

（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託の要件）

第百四十一条の二 前条の規定にかかわらず、対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託（以下この条において単に「顧客分別金信託」という。）に係る契約は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

一～三（略）

四 金融商品取引業者等が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

イ 法第五十二条第一項若しくは第四項、第五十三条第三項又は

第五十四条又は第五十七条の六第三項の規定により法第二十九条の登録を取り消されたとき。

ロ～ト (略)

五～十五 (略)

2 (略)

(顧客区分管理信託の要件等)

第四百四十三条の二 前条第一項第一号に規定する金銭信託(以下「顧客区分管理信託」という。)に係る契約は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

一～三 (略)

四 金融商品取引業者等が次に掲げる要件に該当することとなつた場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること(当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。)

イ 法第五十二条第一項若しくは第四項、第五十三条第三項、第五十四条又は第五十七条の六第三項の規定により法第二十九条の登録を取り消されたとき。

ロ～ト (略)

五～十五 (略)

2～4 (略)

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第五十四条の規定により法第二十九条の登録を取り消されたとき。

ロ～ト (略)

五～十五 (略)

2 (略)

(顧客区分管理信託の要件等)

第四百四十三条の二 前条第一項第一号に規定する金銭信託(以下「顧客区分管理信託」という。)に係る契約は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

一～三 (略)

四 金融商品取引業者等が次に掲げる要件に該当することとなつた場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること(当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。)

イ 法第五十二条第一項若しくは第四項、第五十三条第三項又は第五十四条の規定により法第二十九条の登録を取り消されたとき。

ロ～ト (略)

五～十五 (略)

2～4 (略)

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第五百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 三 (略)

四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券(次に掲げるものを除く。)の引受けに係る主幹事会社となること。

イ 八 (略)

二 株券等(株券、新株予約権証券又は社債券をいう。)であつて、次に掲げる要件のすべてを満たす金融商品取引業者が引受幹事会社(第四百七条第三号に規定する引受幹事会社をいう。)としてその引受けに係る発行価格(新株予約権証券にあつては新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、新株予約権付社債券にあつては利率、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、社債券(新株予約権付社債券を除く。)にあつては利率を含む。)の決定に適切に関与しているもの(イから八までに該当するものを除く。)

(1) (5) (略)

(6) 次に掲げる者が、主幹事会社等の取締役及び執行役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。二において同じ。)

第五百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 三 (略)

四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券(次に掲げるものを除く。)の引受けに係る主幹事会社となること。

イ 八 (略)

二 株券等(株券、新株予約権証券又は社債券をいう。)であつて、次に掲げる要件のすべてを満たす金融商品取引業者が引受幹事会社(第四百七条第三号に規定する引受幹事会社をいう。)としてその引受けに係る発行価格(新株予約権証券にあつては新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、新株予約権付社債券にあつては利率、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、社債券(新株予約権付社債券を除く。)にあつては利率を含む。)の決定に適切に関与しているもの(イから八までに該当するものを除く。)

(1) (5) (略)

(6) 次に掲げる者が、主幹事会社等の取締役及び執行役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。二において同じ。)

並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を占めていないこと。

() その役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。(6)において同じ。)及び主要株主

() () (略)

(7) (略)

五・六 (略)

七 有価証券関連連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法人等に提供すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ ト (略)

チ 法令等に基づいて非公開情報を受領し、又は提供する場合

リ (略)

八 十四 (略)

二 四 (略)

(業務に関する帳簿書類)

第百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第

並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を占めていないこと。

() その役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。(6)において同じ。)及び主要株主（第九十

一条第一項第二号に規定する主要株主をいう。）

() () (略)

(7) (略)

五・六 (略)

七 有価証券関連連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法人等に提供すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ ト (略)

チ 法令等（第百五十七条第一項第十五号イ(1)に規定する法令等をいう。次条第四号チにおいて同じ。）に基づいて非公開情報を受領し、又は提供する場合

リ (略)

八 十四 (略)

二 四 (略)

(業務に関する帳簿書類)

第百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第

一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）
が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一〇十六（略）

十七 投資運用業を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ（略）

ロ 法第四十二条の七第一項の運用報告書（投資信託委託会社）

投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する

投資信託委託会社をいい、同条第一項に規定する委託者指図型

投資信託に類する同条第二十二項に規定する外国投資信託の受

益証券の発行者を含む。ホにおいて同じ。）であるときは、同

法第十四条第一項（同法第五十九条において準用する場合を

含む。）の運用報告書を含む。）の写し

ハ〜ホ（略）

2（略）

（取引日記帳）

第二百五十九条（略）

2（略）

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、
当該各号に定めるところによることができる。

- 一 有価証券等清算取次ぎに係る第一項各号に掲げる事項 金融商
品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務
引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。）若しくは外

一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）
が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一〇十六（略）

十七 投資運用業を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ（略）

ロ 法第四十二条の七第一項の運用報告書（投資信託委託会社）

投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する

投資信託委託会社をいう。以下同じ。）であるときは、同法第

十四条第一項の運用報告書を含む。）の写し

ハ〜ホ（略）

2（略）

（取引日記帳）

第二百五十九条（略）

2（略）

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、
当該各号に定めるところによることができる。

- 一 有価証券等清算取次ぎに係る第一項各号に掲げる事項 金融商
品取引清算機関又は委託者から送付される伝票又はデータ（委託
者の氏名又は名称、銘柄、数量、金額及び約定年月日が含まれて

国金融商品取引清算機関又は委託者から送付される伝票又はデータ（委託者の氏名又は名称、銘柄、数量、金額及び約定年月日が含まれているものに限る。）を保存することをもって取引日記帳とすること。

二（略）

（説明書類の記載事項）

第七百七十四条 法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～四（略）

五 金融商品取引業者（法第五十七条の四の規定により当該事業年度に係る同条の説明書類を作成する特別金融商品取引業者を除く。）の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（第二条第三号に規定する子会社及び同条第七号に規定する関連会社）以下この号において「子会社等」という。）の状況に関する次に掲げる事項

イ・ロ（略）

（金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合）

第九十九条 金融商品取引業者にあつては、法第五十条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～六（略）

七 役職員（役職員が法人であるときは、その職務を行うべき社員

いるものに限る。）を保存することをもって取引日記帳とすること。

二（略）

（説明書類の記載事項）

第七百七十四条 法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～四（略）

五 金融商品取引業者の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）（第二条第三号に規定する子会社及び同条第七号に規定する関連会社）（以下この号において「子会社等」という。）の状況に関する次に掲げる事項

イ・ロ（略）

（金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合）

第九十九条 金融商品取引業者にあつては、法第五十条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～六（略）

七 役職員（役職員が法人であるときは、その職務を行うべき社員

を含む。以下同じ。)に法令等に反する行為(金融商品取引業又はこれに付随する業務以外の業務に係るもの)であつては、当該金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限る。以下この号、次号並びに第十一号ホ及びヘにおいて「事故等」という。)があつたことを知つた場合(事故等が第百十八条第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる行為又は同号八に掲げる行為(法令に違反する行為を除く。)であつて、過失による場合を除く。次号において同じ。)

八ノ十 (略)

十一 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者にあつては、次に掲げる場合

イ・ロ (略)

八 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)若しくは(2)又はホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなつた事実を知つた場合(外国法人にあつては、主要株主に準ずる者が同号への確認が行われていない者に該当することとなつた事実を知つた場合)

二ノチ (略)

十二 (略)

十三 特別金融商品取引業者にあつては、次に掲げる場合(イ又はロに掲げる場合)であつては、第七号又は第八号に該当する場合を除く。)

を含む。以下同じ。)に法令等に反する行為(金融商品取引業又はこれに付随する業務以外の業務に係るもの)であつては、当該金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限る。以下この条において「事故等」という。)があつたことを知つた場合(事故等が第百十八条第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる行為又は同号八に掲げる行為(法令に違反する行為を除く。)であつて、過失による場合を除く。次号において同じ。)

八ノ十 (略)

十一 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者にあつては、次に掲げる場合

イ・ロ (略)

八 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ又はホに該当することとなつた事実を知つた場合(外国法人にあつては、主要株主に準ずる者が同号八に該当することとなつた事実を知つた場合)

二ノチ (略)

十二 (略)

(新設)

イ 特別金融商品取引業者又はその子法人等（法第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。以下この号、第二百一条第二十四号及び第二十五号、第二百二条第十八号並びに次節において同じ。）の役員に法令等（外国の法令等を含む。）に反する行為（金融商品取引業又はこれに付随する業務以外の業務に係るものにあつては、当該特別金融商品取引業者の業務の運営又は当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限る。以下この号において「事故等」という。）があつたことを知つた場合（事故等が第百十八条第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる行為又は同号八に掲げる行為（法令に違反する行為を除く。）であつて、過失による場合を除く。次号において同じ。）

ロ イの事故等の詳細が判明した場合

ハ 子法人等が劣後特約付借入金を借り入れたことを知つた場合又は劣後特約付社債を発行したことを知つた場合

ニ 子法人等が劣後特約付借入金について期限前弁済をしたことを知つた場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしたことを知つた場合（期限のないものについて弁済又は償還をしたことを知つた場合を含む。）

（届出書に記載すべき事項）

第二百一条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引

（届出書に記載すべき事項）

第二百一条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引

業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇十三 (略)

十四 第九十九条第七号、第十一号ホ若しくは第十三号イ又は前条第六号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 事故等(第九十九条第七号若しくは第十三号イ又は前条第六号に規定する事故等をいう。以下この号及び次号において同じ。)が発生した営業所又は事務所の名称(金融商品仲介業者に事故等があった場合には、当該金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及び当該事故等が発生した営業所又は事務所の名称)

ロ・ハ (略)

十五 第九十九条第八号、第十一号ヘ若しくは第十三号ロ又は前条第七号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 二 (略)

十六 二十三 (略)

二十四 第九十九条第十二号イ又は第十三号ハに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ 劣後特約付借入金を借り入れた場合又は子法人等が劣後特約付借入金を借り入れたことを知った場合にあっては、次に掲げる事項

業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇十三 (略)

十四 第九十九条第七号若しくは第十一号ホ又は前条第六号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 事故等(第九十九条第七号に規定する事故等又は前条第六号に規定する事故等をいう。以下この号及び次号において同じ。)が発生した営業所又は事務所の名称(金融商品仲介業者に事故等があった場合には、当該金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及び当該事故等が発生した営業所又は事務所の名称)

ロ・ハ (略)

十五 第九十九条第八号若しくは第十一号ヘ又は前条第七号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 二 (略)

十六 二十三 (略)

二十四 第九十九条第十二号イに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ 劣後特約付借入金を借り入れた場合にあっては、次に掲げる事項

(1) (3) (略)

□ 劣後特約付社債を発行した場合又は子法人等が劣後特約付社債を発行したことを知った場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 発行の方法及び理由

(2) 発行総額（外貨建てである場合は、当該発行総額及びその円換算額）並びに現在及び発行後の発行残高

(3) 発行日、利率及び償還期限

二十五 第九十九条第十二号ロ又は第十三号ニに該当する場合次に掲げる事項

イ 弁済又は償還をした金額及び年月日

ロ 弁済又は償還をした後の残高

（届出書に添付すべき書類）

第二百二条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等（第三号において「届出者」という。）は、前条に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 十七 (略)

十八 第九十九条第十二号イ又は第十三号八に該当する場合 次に掲げる場合

イ 劣後特約付借入金を借り入れた場合又は子法人等が劣後特約付借入金を借り入れたことを知った場合にあっては、契約書の

(1) (3) (略)

□ 劣後特約付社債を発行した場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 発行の方法及び理由

(2) 発行総額（外貨建てである場合は、当該発行総額及びその円換算額）並びに現在及び発行後の発行残高

(3) 発行日、利率及び償還期限

二十五 第九十九条第十二号ロに該当する場合（劣後特約付借入金について期限前弁済をした場合又は劣後特約付社債について期限前償還をした場合に限り。） 次に掲げる事項

イ 期限前弁済又は期限前償還をした金額及び年月日

ロ 期限前弁済又は期限前償還をした後の残高

（届出書に添付すべき書類）

第二百二条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等（第三号において「届出者」という。）は、前条に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 十七 (略)

十八 第九十九条第十二号イに該当する場合 次に掲げる場合

イ 劣後特約付借入金を借り入れた場合にあっては、契約書の写し
ロ 劣後特約付社債を発行した場合にあっては、目論見書又はこ

写し

ロ 劣後特約付社債を発行した場合又は子法人等が劣後特約付社債を発行したことを知った場合にあっては、目論見書又はこれに準ずるものの写し

れに準ずるものの写し

第四節の二 特別金融商品取引業者等に関する特則

(新設)

第一款 特別金融商品取引業者

(新設)

(総資産の額の算出)

第二百八条の二 法第五十七条の二第一項の規定により算出する総資産の額は、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額を合計して算出するものとする。

(新設)

一 (届出日から起算して一月以内に提出することが困難である書類等)

(新設)

第二百八条の三 令第十七条の二の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、第二百八条の五第二号に掲げる様式に定める事項を記載した書類とする。

2 親会社(法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。以下この節において同じ。)が外国会社である特別金融商品取引業者は、令第十七条の二の三第一項ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しな

なければならない。

一 商号

二 登録年月日及び登録番号

三 当該親会社の商号又は名称

四 令第十七条の二の三第一項に規定する書類の提出に關し当該承認を受けようとする期間

五 届出日（法第五十七条の二第二項に規定する届出日をいう。以下この節において同じ。）

六 令第十七条の二の三第一項に規定する書類の提出に關し当該承認を必要とする理由

3 | 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該親会社の定款又はこれに代わる書面

二 前項第六号の理由が当該親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に關する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の關係条文

三 前項第六号の理由が当該親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合以外の場合には、当該理由を証する書面

4 | 金融庁長官は、第二項の承認の申請があつた場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、届出日から起算して三月以内に令第十七条の二の三第一項に規定する書類を提出することができないと認め

られるときは、同項ただし書の承認をするものとする。

(親会社に係る記載事項)

第二百八条の四 法第五十七条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 資本金の額又は出資の総額

二 本店又は主たる事務所（外国会社にあつては、国内に事務所があるときは、国内における主たる事務所を含む。）の名称及び所在地

三 事業の内容

(親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況を記載した書類)

第二百八条の五 法第五十七条の二第二項第二号に掲げる書類は、次に掲げる様式に定める事項を記載して作成するものとする。

一 別紙様式第十七号の一

二 別紙様式第十七号の三

(経営管理又は資金調達に関する支援の内容及び方法を記載した書類)

第二百八条の六 法第五十七条の二第二項第四号に掲げる書類は、次に掲げる事項を記載して作成するものとする。

一 経営管理の内容及び方法として次に掲げる事項

イ 経理管理を行っている親会社の商号又は名称

(新設)

(新設)

(新設)

ロ 経営管理の方法

ハ 経営管理に係る体制

二 当該親会社の役員又は使用人が当該特別金融商品取引業者の役員を兼ねるときは、その氏名並びに当該親会社及び当該特別金融商品取引業者における役職名及び就任年月日

二 資金調達に関する支援の内容及び方法として次に掲げる事項

イ 資金調達に関する支援の方針及び方法

ロ 資金調達に関する支援の実施基準

(届出日以後親会社があることとなった日から起算して一月以内に提出することが困難である書類等)

第二百八条の七 第二百八条の三第一項の規定は令第十七条の二の三第二項に規定する内閣府令で定めるものについて、第二百八条の三第二項から第四項までの規定は親会社が外国会社である特別金融商品取引業者が令第十七条の二の三第二項ただし書の承認を受けようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二百八条の三第二項第五号中「同じ。」「とあるのは「同じ。」(以後親会社があることとなった日」と、同条第四項中「届出日」とあるのは「届出日以後親会社があることとなった日」と読み替えるものとする。

(親会社に係る書類の変更の届出を要しないもの)

第二百八条の八 法第五十七条の二第四項に規定する内閣府令で定め

(新設)

(新設)

るものは、同条第二項第三号及び第四号に掲げる書類とする。

(親会社に係る書類の変更の届出)

第二百八条の九 法第五十七条の二第四項の規定により届出を行う特別金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、同条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる書類(内容に変更のあるものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(新設)

(親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況を記載した書類等)

第二百八条の十 法第五十七条の二第五項に掲げる書類は、次に掲げる様式に定める事項を記載して作成するものとする。

(新設)

- 一 別紙様式第十七号の一
- 二 別紙様式第十七号の三

2 法第五十七条の二第五項に規定する内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式に定める事項を記載した書類とする。

(四半期経過後一月以内に提出することが困難である書類等)

第二百八条の十一 令第十七条の二の三第三項に規定する内閣府令で

(新設)

定めるものは、前条第一項第二号に掲げる様式に定める事項を記載した書類とする。

2 親会社が外国会社である特別金融商品取引業者は、令第十七条の

- 二の三第三項ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。
- 一 商号
 - 二 登録年月日及び登録番号
 - 三 当該親会社の商号又は名称
 - 四 令第十七条の二の三第三項に規定する書類の提出に関し当該承認を受けようとする期間
 - 五 令第十七条の二の三第三項に規定する書類の提出に関し当該承認を必要とする理由
- 3 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- い 一 当該親会社の定款又はこれに代わる書面
 - 二 前項第五号の理由が当該親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文
 - 三 前項第五号の理由が当該親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合以外の場合には、当該理由を証する書面
- 4 金融庁長官は、第二項の承認の申請があつた場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期（法第五十七条の二第五項に規定する四半期をいう。以下この節において同じ。）経過後三月以内に

令第十七条の二の三第三項に規定する書類を提出することができな
いと認められるときは、当該申請のあった日の属する四半期（その
日が四半期開始後三月以内（直前四半期に係る当該書類の提出に関
して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間
内）の日である場合にあつては、その直前四半期）から当該申請に
係る第二項第五号の理由について消滅又は変更があることとなる日
の属する四半期の直前四半期までの四半期に係る当該書類について
、令第十七条の二の三第三項ただし書の承認をするものとする。

5 | 金融庁長官は、前項の特別金融商品取引業者が毎四半期経過後二
月以内に次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあつては、第二項
第五号の理由が当該親会社の本国の法令又は慣行によるものである
場合に限る。）を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件
として、令第十七条の二の三第三項ただし書の承認をするものとす
る。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五
年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものであ
る場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該四半期中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変
更がなかつた旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法
律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

（事業報告書）

第二百八条の十二 法第五十七条の三第一項の規定により特別金融商

（新設）

品取引業者が提出する事業報告書は、別紙様式第十七号の四により作成しなければならない。

2 特別金融商品取引業者は、前項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

(説明書類の記載事項)

第二百八条の十三 法第五十七条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特別金融商品取引業者及びその子法人等（法第五十七条の四の説明書類の内容に重要な影響を与えない子法人等を除く。以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項

イ 特別金融商品取引業者の商号、登録年月日及び登録番号並びに届出日

ロ 特別金融商品取引業者及びその子法人等の主要な事業の内容及び組織の構成

ハ 特別金融商品取引業者の子法人等に関する次に掲げる事項

(1) 商号又は名称

(2) 本店又は主たる事務所の所在地

(3) 資本金の額、基金の総額又は出資の総額

(4) 事業の内容

(5) 特別金融商品取引業者が保有する子法人等の議決権の数が、当該子法人等の総株主等の議決権の数に占める割合

(6) 特別金融商品取引業者及びその一の子法人等以外の子法人

(新設)

- 等が保有する当該一の子法人等の議決権の数が、当該一の子法人等の総株主等の議決権の数に占める割合
- 二 特別金融商品取引業者及びその子法人等の業務の状況に関する次に掲げる事項
- イ 直近の事業年度における業務の概要
- ロ 直近の三連結会計年度（次号イに掲げるものの作成に係る期間をいう。以下この条及び第二百八条の二十六において同じ。）における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項
- （1） 営業収益及び純営業収益
- （2） 経常利益又は経常損失
- （3） 当期利益又は当期損失
- （4） 純資産額
- （5） 総資産額
- （6） 各連結会計年度終了の日における連結自己資本規制比率（法第五十七条の五第一項に規定する自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。次号へにおいて同じ。）
- 三 特別金融商品取引業者及びその子法人等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの
- イ 連結貸借対照表（関連する注記を含む。）、連結損益計算書（関連する注記を含む。）及び連結株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）
- ロ 各連結会計年度終了の日における次に掲げる事項

-
- (1) 借入金の主要な借入先及び借入金額
- (2) 保有する有価証券（トレーディング商品（連結貸借対照表の科目のトレーディング商品をいう。（③において同じ。）に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益
- (3) デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益
- 八 特別金融商品取引業者及びその子会社等（令第十五条の十六の第二項に規定する子会社等をいい、法第五十七条の四の説明書類の内容に重要な影響を与えないものを除く。）が二以上の異なる種類の事業を行っている場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する営業収益及び純営業収益、経常利益又は経常損失並びに資産（八において「営業収益等」という。）の額として算出したもの（各営業収益等の額の営業収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）
- 二 イに掲げる書類について会社法第四百四十四条第四項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている場合には、その旨
- ホ イに掲げる書類について法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨
- ハ 経営の健全性の状況（法第五十七条の五第二項に規定する経営の健全性の状況をいい、連結自己資本規制比率に係るものを除く。）
-

（経営の健全性の状況を記載した書面の届出）

第二百八条の十四 法第五十七条の五第二項の規定による届出は、毎四半期経過後五十日以内に、第八十条の規定に準じて記載した書面を金融庁長官に提出してしなければならない。

（新設）

（経営の健全性の状況を記載した書面の縦覧）

第二百八条の十五 法第五十七条の五第三項の規定による備え置き及び公衆の縦覧は、第八十条の規定に準じて記載した書面によりしなければならない。

（新設）

（監督処分公告）

第二百八条の十六 法第五十七条の七の規定による公告は、官報により行うものとする。

（新設）

（親会社等となる者）

第二百八条の十七 法第五十七条の十第二項に規定する内閣府令で定めるものは、第三十八条の三に定めるものとする。

（新設）

第二款 指定親会社

（新設）

（経営管理又は資金調達に関する支援の内容及び方法）

第二百八条の十八 法第五十七条の十三第一項第六号に規定する内閣

（新設）

府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 経営管理の内容及び方法として次に掲げる事項

イ 経営管理の方法

ロ 経営管理に係る体制

八 当該指定親会社の役員又は使用人が対象特別金融商品取引業者の役員を兼ねるときは、当該役員の名並びに当該指定親会社及び当該対象特別金融商品取引業者における役職名及び就任年月日

二 資金調達に関する支援の内容及び方法として次に掲げる事項

イ 資金調達に関する支援の方針及び方法

ロ 資金調達に関する支援の実施基準

(指定親会社による書類の記載事項)

第二百八条の十九 法第五十七条の十三第一項第七号に規定する内閣

府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 事業の内容

二 当該指定親会社が保有する対象特別金融商品取引業者の議決権の数が、当該対象特別金融商品取引業者の総株主等の議決権の数に占める割合

三 当該指定親会社及びその一の対象特別金融商品取引業者以外の子法人等が保有する当該一の対象特別金融商品取引業者の議決権の数が、当該一の対象特別金融商品取引業者の総株主等の議決権の数に占める割合

(新設)

(指定親会社による書類の添付書類)

第二百八条の二十 法第五十七条の十二第二項第一号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
- 二 役員履歴書(役員が法人であるときは、当該役員沿革を記載した書面)
- 三 役員住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員登記事項証明書)又はこれに代わる書面
- 四 役員が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
- 五 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
- 六 子法人等の状況として次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 商号又は名称
 - ロ 資本金の額、基金の総額又は出資の総額
 - ハ 本店又は主たる事務所の所在地
 - ニ 事業の内容
 - ホ 当該指定親会社が保有する子法人等の議決権の数、当該子法人等の総株主等の議決権の数に占める割合
 - ヘ 当該指定親会社及びその一の子法人等以外の子法人等が保有する当該一の子法人等の議決権の数、当該一の子法人等の総株主等の議決権の数に占める割合

(新設)

(電磁的記録)

第二百八条の二十一 法第五十七条の十三第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

(新設)

2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 指定親会社の商号又は名称

二 届出年月日

(変更の届出)

第二百八条の二十二 法第五十七条の十四の規定により届出を行う指定親会社は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむ

(新設)

を得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 法第五十七条の十三第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項について変更があつた場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

二 法第五十七条の十三第一項第三号に掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類

イ 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面

ロ 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

ハ 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

(1) 履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

(2) 住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

(3) 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三 法第五十七条の十三第一項第五号又は第六号に掲げる事項について変更があつた場合 変更後の当該事項を記載した書類

(事業報告書)

第二百八条の二十三 法第五十七条の十五第一項の規定により最終指定親会社が提出する事業報告書は、別紙様式第十七号の五により作成しなければならない。

2 最終指定親会社は、前項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行又は指定国際会計基準に従つものとする。

(事業報告書の提出期限の承認の手続等)

第二百八条の二十四 外国会社である最終指定親会社は、令第十七条の二の十二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十七条の十五第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 事業報告書の提出に關し当該承認を受けようとする期間

三 事業報告書に係る事業年度終了の日

四 事業報告書の提出に關し当該承認を必要とする理由

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又はこれに代わる書面

二 当該承認申請書に記載された当該最終指定親会社の代表者が当該承認申請書の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面

(新設)

(新設)

三 前項第四号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の關係条文

四 前項第四号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合以外の場合には、当該理由を証する書面

3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る事業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第四号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る事業報告書について、令第十七条の二の十二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十七条の十五第一項の承認をするものとする。

4 金融庁長官は、前項の最終指定親会社が毎事業年度経過後三月以内に次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあつては、第一項第四号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合に限る。）を記載した書類を金融庁長官に提出することを

条件として、令第十七条の二の十二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十七条の十五第一項の承認をするものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

(業務又は財産の状況に関する報告)

第二百八条の二十五 最終指定親会社は、法第五十七条の十五第二項の規定により、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める提出期限までに金融庁長官に提出しなければならない。

一 別紙様式第十七号の六により作成した資金調達に関する支援の状況等に関する報告書 毎四半期経過後一月以内

二 四半期連結財務諸表(四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は指定国際会計基準により作成が求められる四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいい、事業年度における最後の四半期に係るものを除く。以下この条において同じ。) 毎四半期経過後三月以内(外国会社である最終指定親会社が、その本国の

(新設)

- 法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期経過後三月以内に四半期連結財務諸表を提出することができないと認められる場合には、金融庁長官の承認を受けた期間内)
- 2 最終指定親会社は、四半期連結財務諸表を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行又は指定国際会計基準に従うものとする。
- 3 外国会社である最終指定親会社は、第一項第二号の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。
- 一 商号又は名称
- 二 四半期連結財務諸表の提出に関し当該承認を受けようとする期間
- 三 四半期連結財務諸表の提出に関し当該承認を必要とする理由
- 4 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- い。
- 一 定款又はこれに代わる書面
- 二 当該承認申請書に記載された当該最終指定親会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
- 三 前項第三号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関

係条文

四 前項第三号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合以外の場合には、当該理由を証する書面

5 金融庁長官は、第三項の承認の申請があつた場合において、当該最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期経過後三月以内に四半期連結財務諸表を提出することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属する四半期（その日が四半期開始後三月以内（直前四半期に係る四半期連結財務諸表の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前四半期）から当該申請に係る同項第三号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する四半期の直前四半期までの四半期に係る四半期連結財務諸表について、第一項第二号の承認をするものとする。

6 金融庁長官は、前項の最終指定親会社が毎四半期経過後三月以内に次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあつては、第三項第三号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合に限る。）を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、第一項第二号の承認をするものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該四半期中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変

更がなかつた旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

(説明書類の記載事項)

第二百八条の二十六 法第五十七条の十六に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 最終指定親会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 商号又は名称

ロ 法第五十七条の十二第一項の規定による指定を受けた日

ハ 沿革及び経営の組織(最終指定親会社の子法人等(法第五十七条の十六の説明書類の内容に重要な影響を与えない子法人等を除く。以下この条において同じ。))の経営管理に係る体制を含む。)

ニ 株式等(株式又は持分をいう。二において同じ。)に係る議決権の保有数の上位十位までの株主又は出資者の氏名又は名称並びにその株式等に係る議決権の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式等に係る議決権の数の割合

ホ 法第五十七条の十三第一項第二号から第四号までに掲げる事項及び第二百八条の十九第一号に掲げる事項

ヘ 対象特別金融商品取引業者の商号、登録年月日及び登録番号並びに届出日

二 最終指定親会社及びその子法人等の概況に関する次に掲げる事

(新設)

-
- 項
- イ 最終指定親会社及びその子法人等の主要な事業の内容及び組織の構成
- ロ 最終指定親会社の子法人等に関する次に掲げる事項
- (1) 商号又は名称
- (2) 本店又は主たる事務所の所在地
- (3) 資本金の額、基金の総額又は出資の総額
- (4) 事業の内容
- (5) 最終指定親会社が保有する子法人等の議決権の数が、当該子法人等の総株主等の議決権の数に占める割合
- (6) 最終指定親会社及びその一の子法人等以外の子法人等が保有する当該一の子法人等の議決権の数が、当該一の子法人等の総株主等の議決権の数に占める割合
- 三 最終指定親会社及びその子法人等の業務の状況に関する次に掲げる事項
- イ 直近の事業年度における業務の概要
- ロ 直近の三連結会計年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項
- (1) 営業収益（売上高その他これに準ずるものを含む。次号八において同じ。）
- (2) 経常利益又は経常損失
- (3) 当期利益又は当期損失
- (4) 純資産額
-

(5) 総資産額

(6) 各連結会計年度終了の日における連結自己資本規制比率（法第五十七条の十七第一項に規定する自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。次号へにおいて同じ。）

四 最終指定親会社及びその子法人等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの

イ 連結貸借対照表（関連する注記を含む。）、連結損益計算書（関連する注記を含む。）及び連結株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）又は指定国際会計基準により作成が求められるこれらの書類に相当するもの

ロ 各連結会計年度終了の日における次に掲げる事項

(1) 借入金の主要な借入先及び借入金額

(2) 保有する有価証券（トレーディング商品（連結貸借対照表の科目のトレーディング商品又はこれに準ずるものをいう。）

(3) において同じ。）に属するものとして経理された有価証券を除く。（の取得価額、時価及び評価損益

(3) デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益

ハ 最終指定親会社及びその子会社等（令第十五条の十六の二第

二項に規定する子会社等をいい、法第五十七条の十六の説明書類の内容に重要な影響を与えないものを除く。）が二以上の異なる種類の事業を行っている場合の事業の種類ごとの区分に従

い、当該区分に属する営業収益、経常利益又は経常損失及び資産（八において「営業収益等」という。）の額として算出したもの（各営業収益等の額の営業収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

二 イに掲げる書類について会社法第四百四十四条第四項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている場合には、その旨

ホ イに掲げる書類について法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨

ハ 経営の健全性の状況（法第五十七条の十七第二項に規定する経営の健全性の状況をいい、連結自己資本規制比率に係るものを除く。）

（説明書類の縦覧期限の承認の手続等）

第二百八条の二十七 外国会社である最終指定親会社は、令第十七条の二の十第二項ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 説明書類の縦覧に關し当該承認を受けようとする期間

三 説明書類に係る事業年度終了の日

四 説明書類の縦覧に關し当該承認を必要とする理由

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

（新設）

- い。
- 一 定款又はこれに代わる書面
 - 二 当該承認申請書に記載された当該最終指定親会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
 - 三 前項第四号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の關係条文
 - 四 前項第四号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合以外の場合には、当該理由を証する書面
- 3
- 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、その事業年度経過後四月を経過した日から説明書類を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後四月以内（直前事業年度に係る説明書類の縦覧に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第四号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る説明書類について、令第十七条の二の十第二項ただし書の承認をするものとする。

4 金融庁長官は、前項の最終指定親会社が毎事業年度経過後四月以内に次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあつては、第一項第四号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合に限る。）を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、令第十七条の二の十第二項ただし書の承認をするものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

（経営の健全性の状況を記載した書面の届出等）

第二百八条の二十八 法第五十七条の十七第二項の規定による届出は、毎四半期経過後五十日以内（外国会社である最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期経過後五十日以内に経営の健全性の状況（同項に規定する経営の健全性の状況をいう。以下この款において同じ。）を記載した書面を届け出ることができないと認められる場合には、金融庁長官の承認を受けた期間内）に、第百八十条の規定に準じて記載した書面（金融庁長官が定める場合にあつては、金融庁長官が定めるところにより記載した書面。第二百八条の三十において同じ。）を金融庁長官に

（新設）

提出してしなければならない。

2| 外国会社である最終指定親会社は、前項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 経営の健全性の状況を記載した書面の届出に關し当該承認を受けようとする期間

三 経営の健全性の状況を記載した書面の届出に關し当該承認を必要とする理由

3| 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一 定款又はこれに代わる書面

二 当該承認申請書に記載された当該最終指定親会社の代表者が当該承認申請書の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面

三 前項第三号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に關する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の關係条文

四 前項第三号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合以外の場合には、当該理由を証する書面

4| 金融庁長官は、第二項の承認の申請があつた場合において、当該

最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期経過後五十日以内に経営の健全性の状況を記載した書面を届け出ることができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する四半期（その日が四半期開始後五十日以内（直前四半期に係る当該書面の届出に關して当該承認を受けている場合にあっては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあっては、その直前四半期）から当該申請に係る同項第三号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する四半期の直前四半期までの四半期に係る当該書面について、第一項の承認をするものとする。

5 | 金融庁長官は、前項の最終指定親会社が毎四半期経過後五十日以内に次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあっては、第二項第三号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合に限る。）を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、第一項の承認をするものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該四半期中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

（経営の健全性の状況を記載した書面の縦覧期限の承認の手續等）

第二百八条の二十九 外国会社である最終指定親会社は、令第十七条

(新設)

の二十一第三項ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 経営の健全性の状況を記載した書面の縦覧に關し当該承認を受けようとする期間

三 経営の健全性の状況を記載した書面の縦覧に關し当該承認を必要とする理由

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又はこれに代わる書面

二 当該承認申請書に記載された当該最終指定親会社の代表者が当該承認申請書の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面

三 前項第三号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に關する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の關係条文

四 前項第三号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合以外の場合には、当該理由を証する書面

3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該

最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期の末日から起算して二月を経過した日から経営の健全性の状況を記載した書面を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する四半期（その日が四半期開始後二月以内（直前四半期に係る当該書面の縦覧に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前四半期）から当該申請に係る同項第三号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する四半期の直前四半期までの四半期に係る当該書面について、令第十七条の二の十一第三項ただし書の承認をするものとする。

- 4 金融庁長官は、前項の最終指定親会社が毎四半期の末日から起算して二月以内に次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあつては、第一項第三号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合に限る。）を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、令第十七条の二の十一第三項ただし書の承認をするものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。
- 一 当該四半期中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨
 - 二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法

律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

(経営の健全性の状況を記載した書面の縦覧)

第二百八条の三十 法第五十七条の十七第三項の規定による備え置き及び公衆の縦覧は、第八十条の規定に準じて記載した書面によりしなければならない。

(新設)

(合併等の届出)

第二百八条の三十一 法第五十七条の十八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出してしなければならない。

(新設)

一 法第五十七条の十八第一項第一号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 合併の相手方の商号又は名称

ロ 合併の年月日及び理由

ハ 合併の方法

二 法第五十七条の十八第一項第二号に該当する場合 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った年月日及び理由

三 次条第一号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ(法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなった場合 次

に掲げる事項

(1) 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録等の内容

(2) 当該登録等の年月日

(3) 当該登録等を取り消された年月日及び理由

(4) 当該登録等を取り消された業務の内容

ロ 法第二十九条の四第一項第一号ロに該当することとなった場

合 次に掲げる事項

(1) 違反した法令の規定

(2) 刑の確定した年月日及び罰金の額

四 次条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなった役員の名又は名称

ロ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

ハ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定を受けた年月日

ニ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなった場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

ホ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあつては、取り消された年月日及び理由

- へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第一号へに該当することとなつた場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由
- 五 次条第三号に該当する場合 次に掲げる事項
 - イ 該当することとなつた又は該当しなくなつた親会社又は子法人等の商号又は名称
 - ロ 親会社又は子法人等に該当し、又は該当しなくなつた年月日
- 六 次条第四号に該当する場合 次に掲げる事項
 - イ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた年月日及び理由
 - ロ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った者の商号、名称又は氏名
- 七 次条第五号に該当する場合 次に掲げる事項
 - イ 変更の内容及び理由
 - ロ 変更の年月日
- 八 次条第六号に該当する場合 次に掲げる事項
 - イ 法令等（外国の法令等を含む。）に反する行為（当該指定親会社の業務の運営又は当該指定親会社及びその子法人等の財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限る。以下この号及び次号並びに次条第六号及び第七号において「事故等」という。）が発生した指定親会社又はその子法人等の商号又は名称及びその営業所又は事務所の名称
 - ロ 事故等を惹起した役職員の所属、氏名又は名称及び役職名

-
- 八| 事故等の概要
- 九| 次条第七号に該当する場合 次に掲げる事項
- イ| 事故等が発生した指定親会社又はその子法人等の商号又は名称及びその営業所又は事務所の名称
- ロ| 事故等を惹起した役職員の所属、氏名又は名称及び役職名
- ハ| 事故等の詳細
- 二| 社内処分を行った場合はその内容
- 十| 次条第八号に該当する場合 次イ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
- イ| 訴訟又は調停の当事者となった場合 次に掲げる事項
- (1)| 訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2)| 訴訟の提起又は調停の申立てが行われた年月日
- (3)| 管轄裁判所名
- (4)| 事件の内容
- ロ| 訴訟又は調停が終了した場合 次に掲げる事項
- (1)| 訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2)| 訴訟又は調停が終了した年月日
- (3)| 判決又は和解の内容
- 十一| 次条第九号に該当する場合 次イ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
- イ| 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号二(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる事項
- (1)| 該当することとなった主要株主の氏名
-

(2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなつた場合にあつては、後見開始の審判若しくは保佐開始の審判又はこれらに類似する外国の法令上の手続を受けた年月日

(3) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなつた場合にあつては、破産手続開始の決定を受けた年月日

(4) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなつた場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(5) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなつた場合にあつては、取り消された年月日及び理由

(6) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号へに該当することとなつた場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなつた事実を知つた場合 次に掲げ

る事項

- (1) 該当することとなった主要株主の商号又は名称
- (2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合にあつては、当該主要株主が受けている登録等の内容及び年月日並びに当該登録等を取り消された年月日、理由及び業務の内容
- (3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、違反した法令の規定、刑の確定した年月日及び罰金の額
- (4) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(3)に該当することとなつた場合にあつては、同項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなつた法人を代表する役員の氏名又は名称
- (5) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなつた場合にあつては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日
- (6) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなつた場合にあつては、破産手続開始の決定を受けた年月日
- (7) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなつた場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類
- (8) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の

- 四第一項第二号二又はホに該当することとなった場合にあっては、取り消された年月日及び理由
- (9) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へに該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由
- 十二 次条第十号に該当する場合 法第五十七条の二十第一項第四号に規定する株式会社でなくなつた年月日及び理由
- 十三 次条第十一号に該当する場合 次に掲げる事項
- イ 不利益処分の内容
- ロ 不利益処分を受けた年月日及び理由
- 十四 次条第十二号イに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
- イ 劣後特約付借入金を借り入れた場合又は子法人等が劣後特約付借入金を借り入れたことを知つた場合 次に掲げる事項
- (1) 借入先及び借入れの理由
- (2) 借入金額（外貨建てである場合は、当該借入金額及びその円換算額）並びに現在及び借入れ後の借入残高
- (3) 借入日、利率及び弁済期限
- ロ 劣後特約付社債を発行した場合又は子法人等が劣後特約付社債を発行したことを知つた場合 次に掲げる事項
- (1) 発行の方法及び理由
- (2) 発行総額（外貨建てである場合は、当該発行総額及びその円換算額）並びに現在及び発行後の発行残高

- (3) 発行日、利率及び償還期限
- 十五 次条第十二号ロに該当する場合 次に掲げる事項
- イ 弁済又は償還をした金額及び年月日
- ロ 弁済又は償還をした後の残高
- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- 一 法第五十七条の十八第一項第一号に該当する場合 次に掲げる書類
- イ 合併契約の内容及び合併の手続を記載した書面
- ロ 当事者の最近の貸借対照表（関連する注記を含む。）
- ハ 最終指定親会社にあつては、合併後における経営の健全性の状況を記載した書面
- 二 法第五十七条の十八第一項第二号に該当する場合 次に掲げる書類
- イ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る書面の写し
- ロ 最近の日計表
- 三 次条第一号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める書類
- イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなつた場合 次に掲げる書類
- (1) 取消しを命ずる書面の写し又はこれに代わる書面

(2) 当該外国の法令

□ 法第二十九条の四第一項第一号ロに該当することとなつた場合
合 確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書
面

四 次条第二号に該当する場合 次に掲げる書類

イ 役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなつた場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

ロ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなつた場合にあつては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

ハ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなつた場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなつた場合（外国において取り消された場合に限る。）にあつては、取消しの根拠となる外国の法令

五 次条第三号に該当する場合 次に掲げる書類
イ 該当することとなつた又は該当しなくなつた親会社又は子法人等の業務の概要を記載した書類

ロ 指定親会社と親会社又は子法人等の関係を示す書類

六 次条第四号に該当する場合 最近の日計表

-
- 七| 次条第五号に該当する場合 | 変更後の定款
- 八| 次条第九号に該当する場合 | 次のイ及びロに掲げる場合の区分
に| 応じ、当該イ及びロに定める書類
- イ| 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号二(1)又は(2)に該当
す| ることとなつた事実を知つた場合 | 次に掲げる書類
- (1)| 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第二号イに該当す
る| こととなつた場合にあつては、後見開始の決定若しくは保
佐| 開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保
佐| 開始の決定の内容を記載した書面
- (2)| 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは
外| 国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理
人| が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなつ
た| 場合にあつては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は
破| 産手続開始の決定の内容を記載した書面
- (3)| 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは
外| 国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理
人| が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当すること
と| なつた場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定
判| 決の内容を記載した書面
- (4)| 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは
外| 国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理
人| が外国において刑に処せられた場合にあつては、刑の根拠
と| なつた外国の法令
-

- (5) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が外国において登録等を取り消された場合にあっては、登録等の取消しの根拠となる外国の法令
- ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から③までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる書類
- (1) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当することとなった場合にあっては、取消しを命ずる書類の写し又はこれに代わる書面
- (2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イ又は主要株主である法人を代表する役員が同項第二号ニ若しくはホに該当する場合（外国において登録等を取り消された場合に限り。）にあっては、取消しの根拠となった外国の法令
- (3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面
- (4) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面
- (5) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の

四第一項第二号ロに該当することとなつた場合にあつては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

(6) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなつた場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

九 次条第十一号に該当する場合 当該不利益処分を規定する外国の法令

十 次条第十二号イに該当する場合 次に掲げる書類

イ 劣後特約付借入金を借り入れた場合又は子法人等が劣後特約付借入金を借り入れたことを知つた場合にあつては、契約書の写し

ロ 劣後特約付社債を発行した場合又は子法人等が劣後特約付社債を発行したことを知つた場合にあつては、目論見書又はこれに準ずるものの写し

(合併等の届出を行う場合)

第二百八条の三十二 法第五十七条の十八第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十九条の四第一項第一号イ(法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)又はロに該当することとなつた場合

二 役員が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれか

(新設)

-
- に該当することとなった事実を知った場合
- 三 他^三の法人その他の団体が、親会社若しくは子法人等に該当し、又は該当しないこととなった場合
 - 四 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知った場合（外国会社にあつては、本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てが行われた事実を知った場合を含む。）
 - 五 定款を変更した場合
 - 六 指定親会社又はその子法人等の役職員（対象特別金融商品取引業者及びその子法人等を除く。第十二号において同じ。）に事故等があつたことを知った場合
 - 七 前号の事故等の詳細が判明した場合
 - 八 訴訟若しくは調停（当該指定親会社の業務又は当該指定親会社及びその子法人等の財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。）の当事者となつた場合又は当該訴訟若しくは調停が終結した場合
 - 九 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号二(1)若しくは(2)又はホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなつた事実を知つた場合
 - 十 内国会社にあつては、法第五十七条の二十第一項第四号に該当することとなつた場合
 - 十一 外国会社にあつては、法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けた場合（法第二十九条の四第一項第一号
-

イに該当する場合を除く。）

十二 最終指定親会社にあつては、次に掲げる場合

イ 劣後特約付借入金を借り入れた場合若しくは劣後特約付社債を発行した場合又は子法人等が劣後特約付借入金を借り入れたことを知った場合若しくは劣後特約付社債を発行したことを知った場合

ロ 劣後特約付借入金について期限前弁済をした場合若しくは劣後特約付社債について期限前償還をした場合（期限のないものについて弁済又は償還をした場合を含む。）又は子法人等が劣後特約付借入金について期限前弁済をしたことを知った場合若しくは劣後特約付社債について期限前償還をしたことを知った場合（期限のないものについて弁済又は償還をしたことを知った場合を含む。）

（親会社でなくなつたとき等の届出）

第二百八条の三十三 法第五十七条の十八第二項の規定により届出を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第五十七条の十八第二項第一号に該当する場合 その旨及び親会社でなくなつた年月日

二 法第五十七条の十八第二項第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 合併の相手方の商号又は名称

（新設）

ロ 合併の年月日及び理由

ハ 合併の方法

三 法第五十七条の十八第二項第三号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 破産手続開始の申立てが行われた年月日

ロ 破産手続開始の決定を受けた年月日

四 法第五十七条の十八第二項第四号に該当する場合 解散の年月日及び理由

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 法第五十七条の十八第二項第二号に該当する場合 合併契約の内容及び合併の手続を記載した書面

二 法第五十七条の十八第二項第三号に該当する場合 破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

(監督処分公告)

第二百八条の三十四 法第五十七条の二十二の規定による公告は、官報により行うものとする。

第三款 雑則

第二百八条の三十五 第三十六条から第三十八条までの規定は、法第

(新設)

(新設)

(新設)

五十七条の二十六第一項において法第三十二条第一項及び第二項の規定を準用する場合について準用する。

第五節 外国業者に関する特例

第一款 外国証券業者

(外国証券業者に係る特定投資家向け有価証券の売買等の制限の例外)

第二百八条の三十六 令第十七条の三に規定する投資者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、第二百二十五条の三各号に掲げる場合とする。

(金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為)

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〜四 (略)

五 金融商品仲介行為に関し、顧客(当該金融商品仲介行為が抵当証券等及び商品ファンド関連受益権の売買その他の取引に係るもの並びに令第十六条の四第一項第一号及び第二項各号に掲げる契約以外のものである場合にあつては、個人に限る。)に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

六〜二十七 (略)

第五節 外国業者に関する特例

第一款 外国証券業者

(外国証券業者に係る特定投資家向け有価証券の売買等の制限の例外)

第二百八条の二 令第十七条の三に規定する投資者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、第二百二十五条の三各号に掲げる場合とする。

(金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為)

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〜四 (略)

五 金融商品仲介行為に関し、顧客(当該金融商品仲介行為が抵当証券等及び商品ファンド関連受益権の売買その他の取引に係るもの、令第十六条の四第一項に規定する契約並びに同条第二項に掲げる契約以外のものである場合にあつては、個人に限る。)に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

六〜二十七 (略)

2
·
3

(略)

2
·
3

(略)

別紙様式第八号（第三十六条関係）

（日本工業規格 4）

対象議決権保有届出書

（略）

1 提出者が対象議決権を保有する金融商品取引業者に関する事項

金融商品取引業者の商号	
本店の所在地	

2 提出者に関する事項

1 個人		2 法人	
(ふりがな)		(ふりがな)	
商号、名称又は氏名		商号、名称又は氏名	
(ふりがな)		(ふりがな)	
所在地、住所又は居所		所在地、住所又は居所	
電話番号		電話番号	
(ふりがな)		(ふりがな)	
代表者の氏名		代表者の氏名	
保有の目的		保有の目的	
提出者及び特別の関係にある者が保有する議決権の数	(A)	提出者及び特別の関係にある者が保有する議決権の数	(A)
提出者が保有する議決権の数		提出者が保有する議決権の数	

別紙様式第八号（第三十六条関係）

（日本工業規格 4）

対象議決権保有届出書

（略）

1 提出者が対象議決権を保有する金融商品取引業者又は金融商品取引持株会社に関する事項

金融商品取引業者又は金融商品取引持株会社の商号	
本店の所在地	

2 提出者に関する事項

1 個人		2 法人	
(ふりがな)		(ふりがな)	
商号、名称又は氏名		商号、名称又は氏名	
(ふりがな)		(ふりがな)	
所在地、住所又は居所		所在地、住所又は居所	
電話番号		電話番号	
(ふりがな)		(ふりがな)	
代表者の氏名		代表者の氏名	
保有の目的		保有の目的	
提出者及び特別の関係にある者が保有する議決権の数	(A)	提出者及び特別の関係にある者が保有する議決権の数	(A)
提出者が保有する議決権の数		提出者が保有する議決権の数	

特別の関係にある者が保有する議決権の数	
金融商品取引業者の総株主等の議決権の数	(B)
議決権保有割合	(A / B × 100)

(注意事項)

1 (略)

2 個別事項

(1) 届出義務発生日

主要株主(法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。)となった日を記載すること。

(2) 提出者が対象議決権を保有する金融商品取引業者に関する事項

「本店の所在地」欄には、当該金融商品取引業者の本店の所在する都道府県名を記載すること。

(3) 提出者に関する事項

イ～ハ (略)

ニ 議決権の数を記載する欄には、その日の取引が全て終了した後の提出者及び特別の関係にある者が現に保有する金融商品取引業者の議決権の数により記載すること。

ホ (略)

3 準用

(1) 法第32条の4において準用する法第32条第1項の規定により、提出者が対象議決権を保有する金融商品取引持株会社に関する対象議決権保有届出書を提出する場合にあつては、「第32条第1項」を「第32条の4において準用する同法第32条第1項」と、「金融商品取引業者」を「金融商品取引持株会社」と、「商号」を「商号又は名称」と、「本店」を「本店又は主たる事務所」とすること。

(2) 法第57条の26第1項において準用する法第32条第1項の規定によ

特別の関係にある者が保有する議決権の数	
金融商品取引業者又は金融商品取引持株会社の総株主の議決権の数	(B)
議決権保有割合	(A / B × 100)

(注意事項)

1 (略)

2 個別事項

(1) 届出義務発生日

総株主又は総出資者の議決権の100分の20以上の議決権の保有者(法第29条の4第4項の規定により、同項各号に定める数の議決権を保有している)とみなされる場合を含む。)となった日を記載すること。

(2) 提出者が対象議決権を保有する金融商品取引業者又は金融商品取引持株会社に関する事項

「本店の所在地」欄には、当該金融商品取引業者又は金融商品取引持株会社の本店の所在する都道府県名を記載すること。

(3) 提出者に関する事項

イ～ハ (略)

ニ 議決権の数を記載する欄には、その日の取引が全て終了した後の提出者及び特別の関係にある者が現に保有する金融商品取引業者又は金融商品取引持株会社の議決権の数により記載すること。

ホ (略)

(新設)

り、提出者が対象議決権を保有する指定親会社に関する対象議決権保有届出書を提出する場合には、「第32条第1項」を「第57条の26第1項において準用する同法第32条第1項」と、「金融商品取引業者」を「指定親会社」と、「商号」を「商号又は名称」と、「本店」を「本店又は主たる事務所」とすること。

特定主要株主となった旨の届出書

年 月 日

財 務（支）局 長 殿

商号、名称又は氏名

印

所在地、住所又は居所

届出義務発生日

年 月 日

金融商品取引法第32条第3項の規定により、特定主要株主となった旨の届出書を提出します。

1 提出者が対象議決権を保有する金融商品取引業者に関する事項

金融商品取引業者の商号	
本店の所在地	

2 提出者に関する事項

1 個人		2 法人	
(ふりがな)			
商号、名称又は氏名			
(ふりがな)			
所在地、住所又は居所			
電話番号			
(ふりがな)			
代表者の氏名			
保有の目的			
提出者及び特別の関係にある者が保有する議決権の数		(A)	
提出者が保有する議決権の数			
特別の関係にある者が保有する議決権の数			
金融商品取引業者の総株主等の議決権の数		(B)	

議決権保有割合	(A / B × 100)
---------	-----------------

(注意事項)

1 一般的事項

- (1) この様式において「議決権」とは、法第29条の4第2項に規定する議決権をいう。
- (2) この様式において「特別の関係にある者」とは、令第15条の10第1項に規定する特別の関係にある者をいう。

2 個別事項

(1) 届出義務発生日

特定主要株主（法第32条第4項に規定する特定主要株主をいう。）となった日を記載すること。

(2) 提出者が対象議決権を保有する金融商品取引業者に関する事項

「本店の所在地」欄には、当該金融商品取引業者の本店の所在する都道府県名を記載すること。

(3) 提出者に関する事項

イ 「1 個人 2 法人」欄は、該当する番号を で囲むこと。

ロ 個人の場合は、「代表者の氏名」欄は空欄とすること。

ハ 「保有の目的」欄には、「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。

ニ 議決権の数を記載する欄には、その日の取引が全て終了した後の提出者及び特別の関係にある者が現に保有する金融商品取引業者の議決権の数により記載すること。

ホ 「提出者が保有する議決権の数」欄には法第32条第5項において準用する法第29条の4第4項第1号の規定により保有しているとみなされる議決権の数も含めて記載すること。

特定主要株主以外の主要株主となった旨の届出書

年 月 日

財 務（支）局 長 殿

商号、名称又は氏名

印

所在地、住所又は居所

届出義務発生日

年 月 日

金融商品取引法第32条の3第2項の規定により、特定主要株主以外の主要株主となった旨の届出書を提出します。

1 提出者が対象議決権を保有する金融商品取引業者に関する事項

金融商品取引業者の商号	
本店の所在地	

2 提出者に関する事項

1 個人		2 法人	
(ふりがな) 商号、名称又は氏名			
(ふりがな) 所在地、住所又は居所 電話番号			
(ふりがな) 代表者の氏名			
保有の目的			
提出者及び特別の関係にある者が保有する議決権の数	(A)		
提出者が保有する議決権の数			
特別の関係にある者が保有する議決権の数			

金融商品取引業者の総株主等の議決権の数	(B)
議決権保有割合	(A / B × 100)

(注意事項)

1 一般的事項

- (1) この様式において「議決権」とは、法第29条の4第2項に規定する議決権をいう。
- (2) この様式において「特別の関係にある者」とは、令第15条の10第1項に規定する特別の関係にある者をいう。

2 個別事項

(1) 届出義務発生日

特定主要株主（法第32条第4項に規定する特定主要株主をいう。）以外の主要株主（法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。）となった日を記載すること。

(2) 提出者が対象議決権を保有する金融商品取引業者に関する事項

「本店の所在地」欄には、当該金融商品取引業者の本店の所在する都道府県名を記載すること。

(3) 提出者に関する事項

イ 「1 個人 2 法人」欄は、該当する番号を で囲むこと。

ロ 個人の場合は、「代表者の氏名」欄は空欄とすること。

ハ 「保有の目的」欄には、「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。

ニ 議決権の数を記載する欄には、その日の取引が全て終了した後の提出者及び特別の関係にある者が現に保有する金融商品取引業者の議決権の数により記載すること。

ホ 「提出者が保有する議決権の数」欄には法第29条の4第4項第1号の規定により保有しているとみなされる議決権の数も含めて記載すること。

改正案

別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係）（日本工業規格 4）

第 期事業報告書〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

（略）

1 業務の状況

(1)～(4) （略）

(5) 自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況

（略）

外国投資信託の受益証券の募集又は私募の状況

区分	ファンド数	設定額 百万円
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
株式外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
公社債外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
不動産外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
その他外国投資信託計		
合計		

（注意事項）

外貨建てファンドの場合は、設定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。

（略）

(16)～(20) （略）

(21) 投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況

（略）

外国投資信託の設定、解約及び償還の状況

現行

別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係）（日本工業規格 4）

第 期事業報告書〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

（略）

1 業務の状況

(1)～(4) （略）

(5) 自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況

（略）

外国投資信託の受益証券の募集又は私募の状況

区分	ファンド数	設定額 百万円
単位型投資信託		
追加型投資信託		
株式投資信託計		
単位型投資信託		
追加型投資信託		
公社債投資信託計		
単位型投資信託		
追加型投資信託		
不動産投資信託計		
単位型投資信託		
追加型投資信託		
その他投資信託計		
合計		

（新設）

（略）

(16)～(20) （略）

(21) 投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況

（略）

（新設）

区分	設定		償還		期中 増減	残存	
	フアン ト数	元本 額 百万円	フアン ト数	元本 額 百万円		フアン ト数	元本 額 百万円
単位型外国投資信託		百万円		百万円		百万円	
追加型外国投資信託							
株式外国投資信託計							
単位型外国投資信託							
追加型外国投資信託							
公社債外国投資信託計							
単位型外国投資信託							
追加型外国投資信託							
不動産外国投資信託計							
単位型外国投資信託							
追加型外国投資信託							
その他外国投資信託計							
単位型外国投資信託							
追加型外国投資信託							
外国投資信託計							
親外国投資信託受益証券							

(注意事項)

- 1 外国投資信託元本について、当期中における設定、解約、償還、期中増減及び期末残存元本を記載すること。「親外国投資信託受益証券」の欄は親外国投資信託ごとに区分して記載すること。
 - 2 募集、特定投資家私募、適格機関投資家私募及び一般投資家私募ごとに記載すること。
 - 3 外貨建てファンドの場合は、設定日、解約日、償還日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。
- (略)
- 一 投資信託財産、外国投資信託の信託財産及び投資法人運用資産の売買等の状況
 - イ～ハ (略)
 - 一 投資信託、外国投資信託及び投資法人運用資産一覧表
 - イ (略)
 - ロ 外国投資信託

- (略)
- 一 投資信託財産及び投資法人運用資産の売買等の状況
 - イ～ハ (略)
 - 一 投資信託及び投資法人運用資産一覧表
 - イ (略)
 - (新設)

外国 投資 信託 名	設 定 年 月 日	信託 期 間	当 初 設 定 額	純 資 産 総 額	基 準 価 額	過去1 年間の 収益金 込み基 準価額 の騰落 率	設 定 来 年 平 均 受 益 者 利 回 り	備 考
			百万円	百万円	円	%	%	

(注意事項)

- 1 単位型株式外国投資信託、追加型株式外国投資信託、単位型公社債外国投資信託、追加型公社債外国投資信託、単位型不動産外国投資信託、追加型不動産外国投資信託、単位型その他外国投資信託、追加型その他外国投資信託及び親外国投資信託ごとに分けて記載すること。
- 2 記載は、設定日の順序で記載すること。
- 3 追加型外国投資信託については、「設定来年平均受益者利回り」欄の記載を要しない。
- 4 運用の指図に係る外部委託を行っている場合は、備考欄に外部委託先名を付記すること。
また、他の投資運用業を行う者から業務を引き継いだ場合は、その旨及び当該引き継いだ年月日を「備考」欄に記載すること。
- 5 外貨建てファンドの場合は、設定日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。
また、「過去1年間の収益金込み基準価額の騰落率」については、期首及び期末の外国為替レートにより邦貨換算した基準価額により計算すること。「設定来年平均受益者利回り」については、設定日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算した基準価額により計算すること。

Ⅰ (略)

— (略)

(22)～(24) (略)

2 (略)

Ⅱ (略)

— (略)

(22)～(24) (略)

2 (略)

資金調達に関する支援の状況等に関する報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

年 月 日提出

商号

所在地

代表者の役職氏名

印

- 1 資金調達に関する支援の状況
- 2 営業上の取引及び業務提携等の状況

（注意事項）

1 一般的事項

- (1) この様式において「資金調達に関する支援」又は「営業上の取引及び業務提携等」とは、それぞれ次に掲げるものの資金調達に関する支援又は営業上の取引及び業務上の提携その他の業務上の関係をいう。この場合において、内国の法人その他の団体である親会社又はその子法人等が外国に営業所又は事務所を有するときは、当該営業所又は事務所を一の外国の法人その他の団体とみなし、外国の法人その他の団体である親会社又はその子法人等が国内に営業所又は事務所を有するときは、当該営業所又は事務所を一の内国の法人その他の団体とみなす。

特別金融商品取引業者と当該特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等との間

特別金融商品取引業者の子法人等と当該特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等（当該特別金融商品取引業者を除く。）との間

特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等（当該特別金融商品取引業者及びその子法人等を除く。において同じ。）のうち内国の法人その他の団体であるものと当該特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等との間

- (2) この様式において「四半期」とは、法第57条の2第5項に規定する四半期をいう。
- (3) この様式において「親会社」とは、法第57条の2第8項に規定する親会社をいう。
- (4) この様式において「子法人等」とは、法第57条の2第9項に規定する子法人等をいう。

2 資金調達に関する支援の状況

- (1) 当該四半期（第208条の5第1号の規定により作成する場合にあっては、直近の四半期。以下この様式において同じ。）における資金調達に関する支援の状況について、当事者ごとに、次に掲げる事項その他流動性の充実の状況に関して参考となるべき事項を記載するとともに、主要な資金調達に関する支援の流れについて図等によって示すこと。この場合において、からまでの金額については、支援を行う金額と支援を受ける金額のそれぞれについて記載すること。

当該四半期に行われた資金調達に関する支援の方法（貸付け、保証等）

当該四半期に行われた資金調達に関する支援の総額及び支援の方法ごとの平均残高

当該四半期に行われた資金調達に関する支援の方法ごとに、一日当たりの支援の総額が最高額となった日及び当該最高額

当該四半期の末日における資金調達に関する支援の残高の総額及び支援の方法ごとの残高

特定融資枠契約（特定融資枠契約に関する法律（平成11年法律第4号）第2条に規定する特定融資枠契約をいう。）又はこれに類するものに基づく支援の場合には、その融資枠

- (2) 特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の集団が、その財産の状況について、金融庁長官の監督を受けている場合には、1(1)に係る記載を省略することができる。

3 営業上の取引及び業務提携等の状況

- (1) 当該四半期における営業上の取引及び業務提携等がある場合には、当事者ごとに、その旨及びその概要その他参考となるべき事項を簡潔に記載すること。

- (2) 特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の集団が、その業務の運営及び財産の状況について、金融庁長官の監督を受けている場合には、1(1)に係る記載を省略することができる。

別紙様式第十七号の三（第二百八条の五第二号、第二百八条の十第一項第二号関係）

（日本工業規格 4）

親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況に関する報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

年 月 日提出

商号

所在地

代表者の役職氏名

印

1 最終親会社の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地

2 最終親会社の子法人等の状況

商号又は名称	所在地	資本金の額等	主な事業の内容	最終親会社及び他の 子法人等の議決権保 有割合
				%

3 最終親会社及びその子法人等に係る資本関係図

4 最終親会社及びその子法人等の経理の状況

5 最終親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況等

（注意事項）

1 一般的事項

- (1) この様式において「最終親会社」とは、特別金融商品取引業者の親会社（法第57条の2第8項に規定する親会社をいう。（1）において同じ。）のうちその親会社がない会社をいう。
- (2) この様式において「四半期」とは、法第57条の2第5項に規定する四半期をいう。
- (3) この様式において「子法人等」とは、法第57条の2第9項に規定する子法人等をいう。
- (4) この様式において「四半期連結財務諸表」とは、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は指定国際会計基準等により作成が求められる四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう。
- (5) この様式において「連結財務諸表」とは、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書又は指定国際会計基準等により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。
- (6) この様式において「中間連結財務諸表」とは、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書又は指定国際会計基準等により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本

等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。

- (7) この様式において「指定国際会計基準等」とは、指定国際会計基準その他外国における公正妥当な企業会計の基準又は慣行をいう。

2 最終親会社の子法人等の状況

- (1) 次のいずれかに該当する場合に記載すること。

第208条の5第2号の規定により作成する場合

第208条の10第1項第2号の規定により作成する場合において、当該四半期が最終親会社の事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間のうち最後の期間であるとき。

- (2) 「商号又は名称」及び「所在地」の欄は、最終親会社の子法人等が外国の法人その他の団体である場合には、英語で記載することができる。
- (3) 「資本金の額等」の欄には、資本金の額、基金の総額又は出資の総額を記載すること。この場合において、最終親会社の子法人等が外国の法人その他の団体であるときは、外国通貨をもって記載することができる。この場合において、第3条の規定は、適用しない。
- (4) 最終親会社の子法人等のうち当該最終親会社の財務計算に関する書類の内容に重要な影響を与えないものについては、「資本金の額等」、「主な事業の内容」及び「最終親会社及び他の子法人等の議決権保有割合」の欄の記載を省略することができる。

3 最終親会社及びその子法人等に係る資本関係図

- (1) 次のいずれかに該当する場合に記載すること。

第208条の5第2号の規定により作成する場合

第208条の10第1項第2号の規定により作成する場合において、当該四半期が最終親会社の事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間のうち最後の期間であるとき。

- (2) 最終親会社の子法人等ごとに、最終親会社及び他の子法人等の議決権保有割合を記載すること。
- (3) 最終親会社の子法人等のうち当該最終親会社の財務計算に関する書類の内容に重要な影響を与えないものについては、記載を省略することができる。

4 最終親会社及びその子法人等の経理の状況

- (1) 当該四半期（第208条の5第2号の規定により作成する場合にあっては、直近の四半期。以下この様式において同じ。）における最終親会社の四半期連結財務諸表を記載すること。ただし、当該四半期が最終親会社の事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間のうち最後の期間である場合には、当該事業年度における最終親会社の連結財務諸表を記載すること。

- (2) 法又は外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他これに準ずる者の規則を含む。以下この様式において同じ。）に基づいて、最終親会社の四半期報告書（法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書をいう。）、有価証券報告書（法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。）その他これらに類する最終親会社及びその子法人等の企業内容等に関する書類が公衆の縦覧に供されている場合には、最終親会社の四半期連結財務諸表又は連結財務諸表の記載に代えて、これらを記載した当該企業内容等に関する書類を添付することができる。

また、当該四半期が最終親会社の事業年度開始後三月を経過した日から事業年度開始後六月を経過する日までの期間である場合において、法又は外国の法令に基づいて、最終親会社の半期報告書（法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。）その他これに類する最終親会社及びその子法人等の企業内容等に関する書類が公衆の縦覧に供されているときは、当該四半期における最終親会社の四半期連結財務諸表の記載に代えて、当該四半期を含む半期（事業年度開始の日から事業年度開始後六月を経過する日までの期間をいう。）における最

終親会社の中間連結財務諸表を記載した当該企業内容等に関する書類を添付することができる。

- (3) (2)の規定により最終親会社及びその子法人等の企業内容等に関する書類を添付する場合において、当該企業内容等に関する書類が日本語以外の言語により記載されたものであるときは、四半期連結財務諸表、連結財務諸表又は中間連結財務諸表の訳文を付すこと。ただし、当該企業内容等に関する書類が英語により記載されたものである場合には、四半期連結財務諸表、連結財務諸表又は中間連結財務諸表の注記部分については、その要約の訳文（作成のための基本となる重要な事項、重要な後発事象及びセグメント情報その他これらの書類の分析に当たり特に重要な事項が簡潔に記載されたものに限る。）を付すことをもって足りるものとする。
 - (4) 最終親会社及びその子法人等の集団が、その業務の運営及び財産の状況について、外国の法令に基づいて外国の行政機関その他これに準ずるものの監督を受けている場合において、当該最終親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、当該最終親会社の四半期連結財務諸表又は連結財務諸表を記載することができないと認められるとき（当該外国の法令に基づいてこれらの書類が公衆の縦覧に供されている場合を除く。）は、当該四半期連結財務諸表又は連結財務諸表の記載を省略することができる。
 - (5) この報告書に記載し、又は添付する四半期連結財務諸表、連結財務諸表又は中間連結財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行又は指定国際会計基準等に従い作成されたものでなければならない。
- 5 最終親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況等
- (1) 最終親会社が法令（外国の法令を含む。）に基づいて連結自己資本規制比率（自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。（1）において同じ。）の算出を行っている場合には、当該四半期の末日における最終親会社及びその子法人等の連結自己資本規制比率及びその算出方法その他最終親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に関して参考となるべき事項（（2）において「連結自己資本規制比率等」という。）を記載すること。
 - (2) 最終親会社及びその子法人等の集団が、その業務の運営及び財産の状況について、外国の法令に基づいて外国の行政機関その他これに準ずるものの監督を受けている場合において、当該最終親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、連結自己資本規制比率等を記載することができないと認められるとき（当該外国の法令に基づいて連結自己資本規制比率等を記載した書類が公衆の縦覧に供されている場合を除く。）は、連結自己資本規制比率等の記載を省略することができる。

第 期事業報告書（ 年 月 日から
年 月 日まで ）

年 月 日提出

商号

所在地

代表者の役職氏名

印

1 業務の状況

(1) 登録年月日及び登録番号

年 月 日（ 財務（支）局長（金商）第 号）

(2) 当期の業務概要

（注意事項）

特別金融商品取引業者及びその子法人等（法第 57 条の 2 第 9 項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）について、当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(3) 子法人等の状況

子法人等の数の増減

	前 期 末	当 期 末	増減（ ）
子 会 社			
子 会 社 等			
関 連 会 社 等			
合 計			

（注意事項）

「子会社」とは法第 29 条の 4 第 3 項に規定する子会社を、「子会社等」とは令第 15 条の 16 の 2 第 2 項に規定する子会社等のうち当該子会社を除いたものを、「関連会社等」とは同条第 3 項に規定する関連会社等をいう。

特別金融商品取引業者及びその子法人等に係る資本関係図

（注意事項）

特別金融商品取引業者の子法人等ごとに、特別金融商品取引業者及び他の子法人等の議決権保有割合を記載すること。

子法人等の概況

商号又は名称	所在地	資本金の額等	主な事業の内容	特別金融商品取引業者の議決権保有割合	特別金融商品取引業者及び他の子法人等の議決権保有割合	役員の兼任等

					%	%	
--	--	--	--	--	---	---	--

(注意事項)

- 1 「商号又は名称」及び「所在地」の欄は、特別金融商品取引業者の子法人等が外国の法人その他の団体である場合には、英語で記載することができる。
- 2 「資本金の額等」の欄には、資本金の額、基金の総額又は出資の総額を記載すること。この場合において、特別金融商品取引業者の子法人等が外国の法人その他の団体であるときは、外国通貨をもって記載することができる。この場合において、第3条の規定は、適用しない。

子法人等の財務内容

商号又は名称	決算日	営業収益	経常利益	当期利益	純資産額	総資産額	特別金融商品取引業者への配当額

(注意事項)

- 1 「商号又は名称」の欄は、特別金融商品取引業者の子法人等が外国の法人その他の団体である場合には、英語で記載することができる。
- 2 「決算日」の欄は、連結財務諸表の作成の基礎とした財務諸表に係る決算日又は仮決算日を記載すること。
- 3 「営業収益」の欄は、売上高その他これに準ずるものを含めて記載すること。
- 4 特別金融商品取引業者の子法人等が外国の法人その他の団体であるときは、外国通貨をもって記載することができる。この場合において、第3条の規定は、適用しない。

(4) 連結自己資本規制比率の状況

		当 期 末
基本的項目 (A)		百万円
補完的項目	その他有価証券評価差額金(評価益)等	
	金融商品取引責任準備金等	
	一般貸倒引当金	
	長期劣後債務	
	短期劣後債務	
	計 (B)	
控除資産 (C)		
固定化されていない自己資本(A) + (B) - (C) (D)		
リスク相当額	市場リスク相当額	
	取引先リスク相当額	

	基礎的リスク相当額	
	計	(E)
連結自己資本規制比率	$(D) / (E) \times 100$	%

(注意事項)

- 1 連結自己資本規制比率は、小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 2 別紙様式第12号1(11)の注意事項に準じて注記すること。

2 経理の状況

(1) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

特別金融商品取引業者及びその子法人等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

連結の範囲に関する事項

持分法の適用に関する事項

連結子会社の事業年度等に関する事項

会計処理基準に関する事項

(2) 連結貸借対照表

(3) 連結損益計算書

(4) 連結株主資本等変動計算書

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書

(注意事項)

- 1 この様式において「連結財務諸表」とは、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書をいう。
- 2 「連結財務諸表」には、関連する注記を含むものとする。
- 3 この報告書に記載する連結財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い作成されたものでなければならない。

第 期事業報告書（ 年 月 日から
年 月 日まで ）

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

印

1 業務の状況

(1) 当期の業務概要

（注意事項）

最終指定親会社について、当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。なお、子法人等（法第 57 条の 2 第 9 項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）に係る重要な事項の概要についても記載すること。

(2) 子法人等の状況

子法人等の数の増減

	前 期 末	当 期 末	増減（ ）
子 会 社			
子 会 社 等			
関 連 会 社 等			
合 計			

（注意事項）

「子会社」とは法第 29 条の 4 第 3 項に規定する子会社を、「子会社等」とは令第 15 条の 16 の 2 第 2 項に規定する子会社等のうち当該子会社を除いたものを、「関連会社等」とは同条第 3 項に規定する関連会社等をいう。

最終指定親会社及びその子法人等に係る資本関係図

（注意事項）

- 1 最終指定親会社の子法人等ごとに、最終指定親会社及び他の子法人等の議決権保有割合を記載すること。
- 2 最終指定親会社の子法人等のうち当該最終指定親会社の財務計算に関する書類の内容に重要な影響を与えないものについては、記載を省略することができる。

子法人等の概況

商号又は名称	所在地	資本金 の額等	主な事業の 内容	最終指定親会社 の 議決権保有割合	最終指定親会 社及び他の子 法人等の議決 権保有割合	役員の兼 任等
				%	%	

(注意事項)

- 1 「商号又は名称」及び「所在地」の欄は、最終指定親会社の子法人等が外国の法人その他の団体である場合には、英語で記載することができる。
- 2 「資本金の額等」の欄には、資本金の額、基金の総額又は出資の総額を記載すること。この場合において、最終指定親会社の子法人等が外国の法人その他の団体であるときは、外国通貨をもって記載することができる。この場合において、第3条の規定は、適用しない。
- 3 最終指定親会社の子法人等のうち当該最終指定親会社の財務計算に関する書類の内容に重要な影響を与えないものについては、「資本金の額等」、「主な事業の内容」、「最終指定親会社の議決権保有割合」、「最終指定親会社及び他の子法人等の議決権保有割合」及び「役員の兼任等」の欄の記載を省略することができる。

子法人等の財務内容

商号又は名称	決算日	営業収益	経常利益	当期利益	純資産額	総資産額	最終指定親会社への配当額

(注意事項)

- 1 最終指定親会社の子法人等のうち当該最終指定親会社の財務計算に関する書類の内容に重要な影響を与えないものについては、記載を省略することができる。
- 2 「決算日」の欄は、連結財務諸表の作成の基礎とした財務諸表に係る決算日又は仮決算日を記載すること。
- 3 「営業収益」の欄は、売上高その他これに準ずるものを含めて記載すること。
- 4 最終指定親会社の子法人等が外国の法人その他の団体であるときは、外国通貨をもって記載することができる。この場合において、第3条の規定は、適用しない。

(3) 役員及び使用人の状況

役員及び使用人の総数

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
最終指定親会社	名	名	名	名
子法人等	名	名	名	名

(注意事項)

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。

最終指定親会社の役員の状況

役職名	氏名又は名称	兼 職 の 状 況		
		商号又は名称	役職名	代表権の有無

(注意事項)

最終指定親会社の当期末現在における役員について記載すること。なお、「兼職の状況」の欄には、兼職先の商号又は名称並びに兼職先における役職名及び代表権の有無を記載すること。ただし、会計参与及び監査役にあつては、「兼職の状況」の欄の記載を要しない。

(4) 株式等に係る議決権の保有者の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	割合
		%
その他の議決権の保有者(名)		
計(名)		100%

(注意事項)

最終指定親会社の当期末現在における株式等に係る議決権の保有数の上位10位までの株主又は出資者について記載すること。なお、「割合」の欄には、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

(5) 株主総会等の決議事項の要旨

(注意事項)

最終指定親会社の当期に係る定時及び臨時株主総会等(これらに準ずる機関を含む。)の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。

(6) 連結自己資本規制比率の状況

(記載要領)

最終指定親会社の連結自己資本規制比率の状況を様式Aにより記載すること。ただし、第208条の28第1項に規定する金融庁長官が定める場合にあつては、様式Bにより記載すること。

(様式A)

		当 期 末
基本的項目 (A)		百万円
補完的項目	その他有価証券評価差額金(評価益)等	
	金融商品取引責任準備金等	
	一般貸倒引当金	
	長期劣後債務	
	短期劣後債務	
	計 (B)	
控除資産 (C)		
固定化されていない自己資本(A) + (B) - (C) (D)		
リスク相当額	市場リスク相当額	
	取引先リスク相当額	

	基礎的リスク相当額	
	計	(E)
連結自己資本規制比率	(D) / (E) × 100	%

(注意事項)

- 1 連結自己資本規制比率は、小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 2 別紙様式第12号1(11)の注意事項3に準じて注記すること。

(様式B)

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	前 期 末	当 期 末	項 目	前 期 末	当 期 末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額		
新 株 式 申 込 証 拠 金			準 補 完 的 項 目 (C)		
資 本 剰 余 金					
利 益 剰 余 金			自己資本総額(A + B + C)		
自 己 株 式			(D)		
自 己 株 式 申 込 証 拠 金					
社 外 流 出 予 定 額			他の金融機関の資本調達手段		
その他有価証券の評価差損			段の意図的な保有相当額		
為 替 換 算 調 整 勘 定			負債性資本調達手段及		
新 株 予 約 権			びこれに準ずるもの		
連結子法人等の少数株主持分			期限付劣後債務及び期		
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
営 業 権 相 当 額			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
の れ ん 相 当 額					
企業結合等により計上される無形固定資産相当額			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額					
内部格付手法採用最終指定親会社において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計			内部格付手法採用最終指定		

(上記各項目の合計額)			親会社において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
繰延税金資産の控除金額					
基本的項目 (A)					
償還を行う蓋然性を有する株式等			PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			控除項目不算入額		
			控除項目 (E)		
一般貸倒引当金					
内部格付手法採用最終指定親会社において、適格引当金が期待損失額を上回る額			自己資本額(D - E) (F)		
			資産(オン・バランス)項目		
負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引等項目		
負債性資本調達手段			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計(G)		
補完的項目不算入額			Tier1 比率 (A / G)	%	%
補完的項目 (B)			連結自己資本規制比率 (F / G)	%	%

(注意事項)

- 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 「企業結合等により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額

の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

- 4 「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定のコ額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

2 経理の状況

(1) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

最終指定親会社及びその子法人等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

連結の範囲に関する事項

持分法の適用に関する事項

連結子会社の事業年度等に関する事項

会計処理基準に関する事項

(2) 連結財務諸表

(注意事項)

- 1 この様式において「連結財務諸表」とは、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書又は指定国際会計基準により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。
- 2 「連結財務諸表」には、関連する注記を含むものとする。
- 3 この報告書に記載する連結財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行又は指定国際会計基準に従い作成されたものでなければならない。
- 4 最終指定親会社が、連結財務諸表を、指定国際会計基準に従い作成する場合には、連結財務諸表の作成方針として、当該基準又は慣行により記載が求められる(1) から までに相当する事項を記載するものとする。

資金調達に関する支援の状況等に関する報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

印

- 1 資金調達に関する支援の状況
- 2 営業上の取引及び業務提携等の状況

（注意事項）

1 一般的事項

(1) この様式において「資金調達に関する支援」又は「営業上の取引及び業務提携等」とは、それぞれ最終指定親会社及びその子法人等の相互間の資金調達に関する支援又は営業上の取引及び業務上の提携その他の業務上の関係をいう。この場合において、内国の法人その他の団体である最終指定親会社又はその子法人等が外国に営業所又は事務所を有するときは、当該営業所又は事務所を一の外国の法人その他の団体とみなし、外国の法人その他の団体である最終指定親会社又はその子法人等が国内に営業所又は事務所を有するときは、当該営業所又は事務所を一の内国の法人その他の団体とみなす。

(2) この様式において「四半期」とは、法第57条の2第5項に規定する四半期をいう。

(3) この様式において「子法人等」とは、法第57条の2第9項に規定する子法人等をいう。

2 資金調達に関する支援の状況

当該四半期における資金調達に関する支援の状況について、当事者ごとに、次に掲げる事項その他流動性の充実の状況に関して参考となるべき事項を記載するとともに、主要な資金調達に関する支援の流れについて図等によって示すこと。この場合において、 から までの金額については、支援を行う金額と支援を受ける金額のそれぞれについて記載すること。

当該四半期に行われた資金調達に関する支援の方法（貸付け、保証等）

当該四半期に行われた資金調達に関する支援の総額及び支援の方法ごとの平均残高

当該四半期に行われた資金調達に関する支援の方法ごとに、一日当たりの支援の総額が最高額となった日及び当該最高額

当該四半期の末日における資金調達に関する支援の残高の総額及び支援の方法ごとの残高

特定融資枠契約（特定融資枠契約に関する法律第2条に規定する特定融資枠契約をいう。）

又はこれに類するものに基づく支援の場合には、その融資枠

3 営業上の取引及び業務提携等の状況

当該四半期における営業上の取引及び業務提携等がある場合には、当事者ごとに、その旨及びその概要その他参考となるべき事項を簡潔に記載すること。

金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条）</p> <p>第二章 金融商品取引清算機関（第四条 第二十八条）</p> <p>第三章 外国金融商品取引清算機関（第二十九条 第三十七条）</p> <p>第四章 金融商品取引清算機関と他の金融商品取引清算機関等との連携（第三十八条 第四十六条）</p> <p>第五章 雑則（第四十七条 第五十条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「有価証券」、「金融商品取引業者」、「金融商品取引所」、「市場デリバティブ取引」、「有価証券等清算取次ぎ」、「金融商品債務引受業」、「金融商品取引清算機関」、「外国金融商品取引清算機関」、「証券金融会社」又は「商品市場開設金融商品取引所」とは、それぞれ金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第一条に規定する有価証券、金融商品取引業者、金融商品取引所、市場デリバティブ取引、</p>	<p>（新設）</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「金融商品取引清算機関」、「金融商品債務引受業」、「有価証券等清算取次ぎ」、「市場デリバティブ取引」、「金融商品取引所」又は「商品市場開設金融商品取引所」とは、それぞれ金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第一条に規定する金融商品取引清算機関、金融商品債務引受業、有価証券等清算取次ぎ、市場デリバティブ取引、金融商品取引所又は商品市場開設金融商品取引所をいう。</p>
--	--

有価証券等清算取次ぎ、金融商品債務引受業、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社又は商品市場開設金融商品取引所をいう。

2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 対象取引 法第二条第二十八項に規定する対象取引をいう。
- 二 役員 法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。
- 三 金融商品債務引受業等 法第一百五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等をいう。
- 四 対象議決権 法第一百五十六条の五の三第一項に規定する対象議決権をいう。
- 五 清算参加者 法第一百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。
- 六 清算預託金 法第一百五十六条の十一に規定する清算預託金をいう。
- 七 連携清算機関等 法第一百五十六条の二十の十六第一項に規定する連携清算機関等をいう。
- 八 連携金融商品債務引受業務 法第一百五十六条の二十の十六第一項に規定する連携金融商品債務引受業務をいう。
- 九 認可金融商品取引清算機関 法第一百五十六条の二十の十六第三項に規定する認可金融商品取引清算機関をいう。
- 十 連携契約書 法第一百五十六条の二十の十七第二項第一号に規定する連携契約書をいう。

(訳文の添付)

第二条 法(第五章の三及び第百八十八条(金融商品取引清算機関若しくはその清算参加者又は外国金融商品取引清算機関若しくはその清算参加者に係るものに限る。)に限る。 次条において同じ。)又はこの府令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が株主総会又は取締役会(これらに準ずる機関を含む。)の議事録であつて、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

(外国通貨の換算)

第三条 法又はこの府令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官に提出する書類中、外国通貨をもって金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

第二章 金融商品取引清算機関

第四条 (略)

(免許申請書の添付書類)

(新設)

(新設)

(新設)

第一条 (略)

(免許申請書の添付書類)

第五条 法第百五十六条の三第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 免許申請者の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができ、事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次号及び第四十八条第二項第五号において同じ。）の百分の十以上の数の議決権を保有している株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 親法人（免許申請者の総株主の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（免許申請者が総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の概要を記載した書面

三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。以下この号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第八十二条第二項第三号イからへまでのい

第一条の二 法第百五十六条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 主要株主（総株主の議決権（株主総会において決議をすることができ、事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。第十四条第二項第五号において同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 親法人（金融商品取引清算機関の総株主の議決権（前号に規定する議決権をいう。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（金融商品取引清算機関が総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができ、事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の概要を記載した書面

三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。以下この号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでの

れにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書又はこれに代わる書面）並びに会計参与が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

五・六（略）

七 事務の機構及び分掌を記載した書面

八 金融商品債務引受業において使用する電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

九（略）

（免許申請書に添付すべき電磁的記録）

第六条 法第五十六条の第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2（略）

いずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書又はこれに代わる書面）並びに会計参与が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

五・六（略）

七 金融商品取引清算機関の事務の機構及び分掌を記載した書面

八 業務開始後三年間における収支の見込みを記載した書面

九（略）

（免許申請書に添付すべき電磁的記録）

第三条 法第五十六条の第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2（略）

3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 免許申請者の商号
- 二 (略)

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第七条 法第五十六條の五の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 信託業(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条第一項に規定する信託業をいう。)を営む者が信託財産として取得し、又は所有する金融商品取引清算機関(金融商品取引清算機関が金融商品取引所である場合を除く。第十八条、第十九条第一項及び第二十五条を除き、以下この章において同じ。)の株式に係る議決権(当該信託業を営む者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有し、又は有することとなるものを除く。)

二 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有し、又は有することとなる場合における当該法人が取得し、又は所有する金融商品取引清算機関

3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 申請者の商号
- 二 (略)

(新設)

の株式に係る議決権

三 金融商品取引清算機関の役員又は従業員が当該金融商品取引清算機関の他の役員又は従業員と共同して当該金融商品取引清算機関の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該金融商品取引清算機関が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、金融商品取引業者に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした金融商品取引清算機関の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該金融商品取引清算機関の株式に係る議決権（当該信託された者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有し、又は有することとなるものを除く。）

四 相続人が相続財産として取得し、又は所有する金融商品取引清算機関の株式（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認をしたものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認をした日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）に係る議決権

五 金融商品取引清算機関が自己の株式の消却を行うために取得し、又は所有する当該金融商品取引清算機関の株式に係る議決権

（対象議決権保有届出書の提出等）

第八条 法第百五十六条の五の三第一項の規定により対象議決権保有

(新設)

届出書を提出する者は、別紙様式により作成した対象議決権保有届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第百五十六条の五の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、別紙様式に定める事項とする。

(財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実)

第九条 法第百五十六条の五の五第一項に規定する内閣府令で定める

(新設)

事實は、次に掲げる事実とする。

一 役員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて金融商品取引清算機関の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該金融商品取引清算機関の取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

二 金融商品取引清算機関に対して重要な融資を行っていること。

三 金融商品取引清算機関に対して重要な技術を提供していること。

四 金融商品取引清算機関との間に重要な営業上又は事業上の取引があること。

五 その他金融商品取引清算機関の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

(主要株主に係る認可の申請)

第十条 法第百五十六条の五の五第一項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号若しくは名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所

二 法人であるときは、代表者の氏名

2 前項の認可申請書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合（法第百五十六条の五の五第一項に規定する保有基準割合をいう。以下この項において同じ。）以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする法人 次に掲げる書類

イ 当該対象議決権を取得し、又は保有しようとする理由を記載した書面

ロ 当該法人に関する次に掲げる書類（当該法人が外国の法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合にあつては、当該書類に相当する書類）

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるもの

(新設)

-
- に限る。) 又はこれに代わる書面 (役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書又はこれに代わる書面) 並びに役員が法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
- (4) 当該法人の総株主等の議決権の百分の五を超える議決権を保有している者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業 (当該者が法人その他の団体であるときは、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及びその行っている事業の内容) 並びにその保有する議決権の数を記載した書面
- (5) 認可の申請が株主総会又は取締役会 (これらに準ずる機関を含む。 (5) において同じ。) の決議を要するものである場合にあつては、株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- (6) 業務の内容を記載した書面
- (7) 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該法人の最近における業務、財産及び収支の状況を知らることができる書類
- (8) 当該金融商品取引清算機関の対象議決権の保有に係る体制を記載した書類
- (9) その保有する当該金融商品取引清算機関の対象議決権の数及び保有割合並びに認可後に取得し、又は保有しようとする当該金融商品取引清算機関の対象議決権の数及び保有割合を記載した書面
-

- (10) 認可後に当該金融商品取引清算機関との間に有することを
予定する人事、資金、技術及び取引等における関係並びに当
該関係に係る方針（当該金融商品取引清算機関の業務の健全
かつ適切な運営を確保するための体制を含む。）を記載した
書類
- (11) その他法第百五十六条の五の六第一項の規定による審査の
参考となるべき事項を記載した書面
- 二| 金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合以上の
数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする者（前号に掲げ
る者を除く。） 次に掲げる書類
- イ| 当該対象議決権を取得し、又は保有しようとする理由を記載
した書面
- ロ| 当該者に関する次に掲げる書類
- (1) 住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれ
に代わる書面
- (2) 法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当
しないことを誓約する書面
- (3) 職業を記載した書面
- (4) 前号ロ(8)から(11)までに掲げる書類
- 三| 金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合以上の
数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする会社その他の法
人の設立をしようとする者 次に掲げる書類
- イ| 当該会社その他の法人の設立をしようとする理由を記載した

書面

□ 当該会社その他の法人に関する次に掲げる書類（当該会社その他の法人が外国の法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合にあつては、当該書類に相当する書類）

- (1) 株主となる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体であるときは、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及びその行っている事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面
- (2) 設立が創立総会（これに準ずる機関を含む。）②において同じ。の決議を要するものである場合にあつては、創立総会の議事録（株式移転、合併又は分割により設立される場合にあつては、株主総会の議事録）その他必要な手続があつたことを証する書面
- (3) 本店又は主たる事務所の所在の場所を記載した書面
- (4) 資本金の額その他の設立後における財産の状況を知ることができる書類
- (5) 第一号口①、③、⑥及び⑧から⑪までに掲げる書類

（主要株主に係る認可の予備審査）

第十一条 法第五十六條の五の五第一項の認可を受けようとする者は、前条第一項の認可申請書及び同条第二項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

（新設）

(主要株主に係る認可の適用除外)

第十二条 法第五十六條の五の五第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保有する対象議決権の数が増加がない場合

二 担保権の行使又は代物弁済の受領により対象議決権を取得し、又は保有する場合

三 金融商品取引業者(法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)が業務として対象議決権を取得し、又は保有する場合(法第二條第八項第一号に掲げる行為により取得し、又は保有する場合を除く。)

四 証券金融会社が法第五十六條の二十四第一項に規定する業務として対象議決権を取得し、又は保有する場合

(特定保有者の届出に関する事項)

第十三条 法第五十六條の五の五第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定保有者(法第五十六條の五の五第三項に規定する特定保有者をいう。次号及び次条において同じ。)になつた日

二 特定保有者に該当することとなつた原因

三 その保有する対象議決権の数

(特定保有者による主要株主に係る認可の申請)

(新設)

(新設)

第十四条 第十条（第二項第三号を除く。）の規定は、特定保有者が法第百五十六条の五の五第四項ただし書の認可を受けようとする場合について準用する。

（他の業務の承認の申請）

第十五条 法第百五十六条の六第二項ただし書の承認を受けようとする金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 （略）

2 （略）

（承認を受けた業務の廃止の届出）

第十六条 法第百五十六条の六第三項の規定により届出を行う金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 廃止した業務の種類

二・三 （略）

（業務方法書の記載事項）

第十七条 法第百五十六条の七第二項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 金融商品債務引受業（法第百五十六条の六第一項の業務を行う

（新設）

（他の業務の承認の申請）

第四条 法第百五十六条の六第二項の承認を受けようとする金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 （略）

2 （略）

（承認を受けた業務の廃止の届出）

第五条 法第百五十六条の六第三項の規定により届出を行う金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 法第百五十六条の六第一項の規定に基づき承認を受けた業務の種類

二・三 （略）

（業務方法書の記載事項）

第六条 法第百五十六条の七第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 金融商品債務引受業に附帯する業務を行う場合にあっては、そ

場合にあつては、金融商品債務引受業等）に附帯する業務を行う場合にあっては、その旨

二 (略)

三 有価証券等清算取次ぎ（法第二条第二十七項第一号に係るものに限る。）を行う清算参加者と顧客の間の基本契約においては、顧客が清算参加者を代理して対象取引を成立させようとするときは、当該顧客が有価証券等清算取次ぎの申込みをし、かつ、当該清算参加者が当該有価証券等清算取次ぎの受託をしたこととする旨

四 (略)

五 清算預託金を定める場合にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

第十八条 (略)

(定款又は業務方法書の変更の認可の申請)

第十九条 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、業務方法書の変更の認可申請書にあつては、第二号に掲げる書類を提出することを要しない。

一～三 (略)

の旨

二 (略)

三 有価証券等清算取次ぎ（法第二条第二十七項第一号に係るものに限る。）に係る当該有価証券等清算取次ぎを行う清算参加者と顧客の間の基本契約においては、顧客が清算参加者を代理して対象取引を成立させようとするときは、当該顧客が有価証券等清算取次ぎの申込みをし、かつ、当該清算参加者が当該有価証券等清算取次ぎの受託をしたこととする旨

四 (略)

五 法第百五十六条の十一に規定する清算預託金を定める場合にあっては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

第七条 (略)

(定款又は業務方法書の変更の認可の申請)

第八条 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、業務方法書の変更認可申請書にあつては、第二号に掲げる書類を提出することを要しない。

一～三 (略)

第二十条 (略)

(公衆縦覧の事項等)

第二十一条 法第百五十六条の十二の二に規定する内閣府令で定める事項は、当該金融商品取引清算機関の発行済株式の総数及び総株主の議決権の数とする。

2 法第百五十六条の十二の二の規定により公衆の縦覧に供する場合において、株式の転換(当該株式がその発行会社に取得され、引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。)又は新株予約権の行使によつて発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に変更があった場合における発行済株式の総数又は総株主の議決権の数は、前月末日現在のものによることができる。

3 法第百五十六条の十二の二の規定により公衆の縦覧に供する場合において、金融商品取引清算機関の発行済株式の総数に変更があったときは、その登記が行われるまでの間は、登記されている発行済株式の総数をもつて、第一項の発行済株式の総数とみなすことができる。

4 金融商品取引清算機関は、第一項に定める事項を記載した書面を本店に備え置き、その営業時間中これを公衆の縦覧に供しなければならない。

(資本金の額の減少の認可の申請)

第二十二条 法第百五十六条の十二の三第一項の認可を受けようとする

第九条 (略)

(新設)

(新設)

る金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 減少する前の資本金の額
 - 二 減少する資本金の額
 - 三 資本金の額の減少の内容
 - 四 資本金の額の減少が効力を生ずる日
- 2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 資本金の額を減少する理由を記載した書面
 - 二 資本金の額の減少の方法を記載した書面
 - 三 株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
 - 四 最終の貸借対照表
 - 五 会社法第四百四十九条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（同法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。）によってした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 六 株券発行会社が株式の併合をする場合にあつては、会社法第二

百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

七 その他参考となるべき事項を記載した書面

(資本金の額の増加の届出)

第二十三条 法第五十六条の十二の三第二項の規定により届出を行う金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 増加する前の資本金の額
 - 二 増加する資本金の額
 - 三 資本金の額の増加の内容
 - 四 資本金の額の増加が効力を生ずる日
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 資本金の額の増加の方法を記載した書面
 - 二 取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
 - 三 資本金の額の増加後に想定される貸借対照表

(営業所等の変更の届出)

第二十四条 法第五十六条の十三の規定により届出を行う金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

(資本金の額等の変更の届出)

第十条 法第五十六条の十三の規定による届出を行う金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

<p>2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。</p> <p>一 法第百五十六条の三第一項第三号に掲げる事項の変更 同条第一項第三号に掲げる書類</p> <p>二 法第百五十六条の三第一項第四号に掲げる事項の変更 同条第一項第三号に掲げる書類並びに第五条第三号及び第五号に掲げる書類</p> <p>三 法第百五十六条の三第一項第五号に掲げる事項の変更 同条第一項第三号に掲げる書類及び第五条第四号に掲げる書類</p>	<p>2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 法第百五十六条の三第一項第二号又は第三号に掲げる事項の変更 同条第二項第三号に掲げる書類</p> <p>二 法第百五十六条の三第一項第四号に掲げる事項の変更 同条第一項第三号に掲げる書類及び第二条の二第三号に掲げる書類</p> <p>三 法第百五十六条の三第一項第五号に掲げる事項の変更 同条第一項第三号に掲げる書類及び第二条の二第四号に掲げる書類</p>
<p>第二十五条 (略)</p> <p>(金融商品取引所による金融商品債務引受業等の承認の申請)</p> <p>第二十六条 法第百五十六条の十九第一項の承認を受けようとする金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第十一条 (略)</p> <p>(金融商品取引所による金融商品債務引受業等の承認の申請)</p> <p>第十二条 法第百五十六条の十九第一項の承認を受けようとする金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第二十七条 (略)</p> <p>(承認を受けた商品取引債務引受業等の廃止の届出)</p> <p>第二十八条 法第百五十六条の十九第三項の規定により届出を行う商</p>	<p>第十二条の二 (略)</p> <p>(承認を受けた商品取引債務引受業等の廃止の届出)</p> <p>第十二条の三 法第百五十六条の十九第三項の規定により届出を行う</p>

品市場開設金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 廃止した業務の種類

二・三 (略)

第三章 外国金融商品取引清算機関

(免許申請書の經由)

第二十九条 法第五十六条の二十の三第一項の規定により免許申請書を提出しようとする者は、当該免許申請書を金融庁長官を經由して提出しなければならない。

(免許申請書の添付書類)

第三十条 法第五十六条の二十の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 免許申請者の総株主等の議決権の百分の十以上の数の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 親法人(免許申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。)及び子法人(免許申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。)の概要を記載した書面

商品市場開設金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 法第五十六条の十九第二項の規定に基づき承認を受けた業務の種類

二・三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

- 三 役員履歴書（役員が法人であるときは、当該役員沿革を記載した書面）及び国内に事務所がある場合にあつては、当該事務所駐在する役員住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
- 四 国内における代表者の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに国内における代表者が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該国内における代表者が誓約する書面
- 五 業務を執行する役員担当業務を記載した書面
- 六 金融商品債務引受業に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書面
- 七 事務の機構及び分掌を記載した書面
- 八 金融商品債務引受業において使用する電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類
- 九 法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
- 十 外国の法令に準拠し、当該外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を開始してから金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第十九条の四の四第一項に定める期間を経過していること、又は同条第一項に定める場合に該当することを証する書面

十一 免許申請者が所在する国における金融商品債務引受業と同種類
の業務に関する法制を記載した書類

十二 その他法第百五十六条の二十の四第一項の規定による審査の
参考となるべき事項を記載した書面

(免許申請書に添付すべき電磁的記録)

第三十一条 法第百五十六条の二十の三第三項に規定する内閣府令で
定める電磁的記録は、日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリ
メートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気
ディスクとする。

2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなけれ
ばならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に
規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六
〇五に規定する方式

3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラ
ベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければな
らない。

一 免許申請者の商号又は名称

二 申請年月日

(分割又は事業の譲渡)

(新設)

第三十二条 令第十九条の四の四第二項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、分割により承継される業務自体で金融商品債務引受業と同種類の業務を行うことができるものと認められる場合とする。

2 令第十九条の四の四第二項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、譲渡される業務自体で金融商品債務引受業と同種類の業務を行うことができるものと認められる場合とする。

(業務方法書の記載事項)

第三十三条 法第五十六条の二十の六第二項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 有価証券等清算取次ぎ(法第二条第二十七項第一号に係るものに限る。)を行う清算参加者と顧客の間の基本契約においては、顧客が清算参加者を代理して対象取引を成立させようとするときは、当該顧客が有価証券等清算取次ぎの申込みをし、かつ、当該清算参加者が当該有価証券等清算取次ぎの受託をしたこととする旨

二 清算参加者が外国金融商品取引清算機関に対し債務の履行を担保するために預託する金銭その他の財産を定める場合にあつては、当該財産及びその管理方法に関する事項

(定款又は業務方法書の変更の認可の申請)

第三十四条 法第五十六条の二十の十の認可を受けようとする外国金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を

(新設)

(新設)

(新設)

金融庁長官に提出しなければならない。

一 変更の内容及び理由

二 変更予定年月日

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、業務方法書の変更の認可申請書にあつては、第二号に掲げる書類を提出することを要しない。

一 定款（金融商品債務引受業に係る部分に限る。）又は業務方法書の新旧対照表

二 株主総会に準ずる機関の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

三 その他参考となる書類

（定款又は業務方法書の変更の認可の基準）

第三十五条 金融庁長官は、法第百五十六条の二十の十の規定に基づく認可の申請があつたときは、その申請が法令に適合し、かつ、金融商品債務引受業を適正かつ確実に運営するために十分かどうかを審査しなければならない。

（資本金の額等の変更の届出）

第三十六条 法第百五十六条の二十の十一の規定により届出を行う外国金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 変更の内容

（新設）

（新設）

二 変更年月日

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

- 一 法第五十六条の二十の三第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更 第三十条第九号に掲げる書類
- 二 法第五十六条の二十の三第一項第五号に掲げる事項の変更 第三十条第三号、第五号及び第九号に掲げる書類
- 三 法第五十六条の二十の三第一項第六号に掲げる事項の変更 第三十条第四号及び第九号に掲げる書類
- 四 法第五十六条の二十の三第一項第七号に掲げる事項の変更 第三十条第七号に掲げる書類

(金融商品債務引受業の廃止の認可の申請)

第三十七条 法第五十六条の二十の十五の認可を受けようとする外国金融商品取引清算機関は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 金融商品債務引受業の廃止の理由を記載した書面
- 二 株主総会又は取締役会に準ずる機関の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- 三 最終事業年度に係る貸借対照表(関連する注記を含む。)(及び損益計算書(関連する注記を含む。))並びに金融商品債務引受業に係る資産及び負債の内容を明らかにした書面
- 四 金融商品債務引受業の結了の方法を記載した書面

(新設)

五 その他参考となるべき事項を記載した書面

第四章 金融商品取引清算機関と他の金融商品取引清算機関等との連携

(新設)

(連携金融商品債務引受業務となる行為)

第三十八条 法第五十六条の二十の十六第一項に規定する内閣府令

(新設)

で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 対象取引に係る清算参加者の債務及び当該対象取引に係る清算参加者の相手方の債務を自らが負担し、その負担した当該清算参加者の債務は第三者に負担させる行為

二 対象取引に係る清算参加者の債務及び当該対象取引に係る清算参加者の相手方の債務を第三者に負担させ、その負担させた当該清算参加者の相手方の債務は自らが負担する行為

三 対象取引に係る清算参加者の債務を自らが負担し、その負担した当該清算参加者の債務を第三者に負担させ、かつ、当該対象取引に係る清算参加者の相手方の債務を第三者に負担させ、その負担させた当該清算参加者の相手方の債務を自らが負担する行為

四 前三号に掲げるもののほか、対象取引に係る債権債務の清算のため、清算参加者と清算参加者の相手方との間で生じた対象取引に係る清算参加者の債務を第三者に負担させ、当該対象取引に係る清算参加者の相手方の債務は自らが負担する行為

(認可申請書の經由)

第三十九条 法第五十六条の二十の十七第一項の規定により認可申請書を提出しようとする金融商品取引清算機関は、当該認可申請書を金融庁長官を経由して提出しなければならない。

(新設)

(認可申請書の添付書類)

第四十条 法第五十六条の二十の十七第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(新設)

- 一 清算参加者及びその相手方の要件に関する事項
- 二 連携金融商品債務引受業務として行う引受け、更改その他の方法による債務の負担及びその履行に関する事項
- 三 清算参加者及びその相手方の債務の履行の確保に関する事項
- 2 法第五十六条の二十の十七第二項第三号八に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(連携清算機関等の業務方法書)これに準ずるものを含み、連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。第四十八条第八項第一号において同じ。()に記載されているものを除く。)とする。
 - 一 清算参加者の相手方の要件に関する事項
 - 二 連携清算機関等の業務(連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。()として行う引受け、更改その他の方法による債務の負担及びその履行に関する事項)
 - 三 清算参加者の相手方の債務の履行の確保に関する事項
- 四 清算参加者の相手方が連携清算機関等に対し債務の履行を担保

するために預託する金銭その他の財産を定める場合にあつては、
当該財産及びその管理方法に関する事項

五 連携清算機関等の業務（連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。）を管理する責任者の氏名及び役職名

六 連携清算機関等の業務（連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。）を行う部署の名称及び組織の体制

3 法第百五十六条の二十の十七第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 連携清算機関等において連携金融商品債務引受業務に係る業務を行うことを決議した株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

二 連携清算機関等が金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関以外の者であるときは、次に掲げる書類

イ 連携清算機関等の総株主等の議決権の百分の十以上の数の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

ロ 親法人（連携清算機関等の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（連携清算機関等が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の概要を記載した書面

ハ 連携清算機関等の役員の履歴書（連携清算機関等の役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び国内に

- 連携清算機関等の事務所がある場合にあっては、当該事務所に駐在する役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに連携清算機関等の役員が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
- 二 連携清算機関等の業務を執行する役員の担当業務を記載した書面
- ホ 連携清算機関等の連携金融商品債務引受業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書面
- へ 連携清算機関等の事務の機構及び分掌を記載した書面
- ト 連携清算機関等がその業務（連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。）において使用する電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類
- チ 連携清算機関等の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
- リ 連携清算機関等が外国の法令に準拠し、当該外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を開始してから令第十九条の四の五第一項に定める期間を経過していること、又は同条第二項に定める場合に該当することを証する書面
- 又 連携清算機関等が所在する国における金融商品債務引受業と同種類の業務に関する法制を記載した書類

三 其他法第百五十六条の二十の十八第一項の規定による審査の参考となるべき事項を記載した書面

(認可申請書に添付すべき電磁的記録)

第四十一条 法第百五十六条の二十の十七第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、日本工業規格X六二二三に適合する九十三リメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 認可申請者の商号
- 二 申請年月日

(分割又は事業の譲渡)

第四十二条 令第十九条の四の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、分割により承継される業務自体で金融商品債務引受

(新設)

(新設)

業と同種類の業務を行うことができると認められる場合とする。

2 令第十九条の四の五第二項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、譲渡される業務自体で金融商品債務引受業と同種類の業務を行うことができる認められる場合とする。

(変更の認可の申請)

第四十三条 法第百五十六条の二十の二十一第一項の認可を受けようとする認可金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 変更の内容及び理由
二 変更予定年月日

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一 法第百五十六条の二十の十七第二項第一号又は第二号に掲げる書類に記載した事項を変更しようとする場合にあつては、当該書類の新旧対照表

二 その他参考となる書類

(変更の認可の基準)

第四十四条 金融庁長官は、法第百五十六条の二十の二十一第一項の規定に基づき認可の申請があつたときは、その申請が法令に適合し、かつ、連携金融商品債務引受業務及び連携清算機関等の業務(連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。)を適正かつ確実に運

(新設)

(新設)

営するために十分かどうかを審査しなければならない。

(変更の届出)

第四十五条 法第百五十六条の二十の二十一第二項の規定により届出を行う認可金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 変更の内容

二 変更年月日

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 法第百五十六条の二十の十七第一項第二号又は第三号イから八までに掲げる事項の変更 第四十条第三項第二号チに掲げる書類

二 法第百五十六条の二十の十七第一項第三号ニに掲げる事項の変更 第四十条第三項第二号ハ、ニ及びチに掲げる書類

三 法第百五十六条の二十の十七第二項第三号ロ又はハに掲げる書類に記載した事項の変更 当該書類の新旧対照表及び変更後の当該書類

(廃止の届出)

第四十六条 法第百五十六条の二十の二十一第三項の規定により届出を行う認可金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 連携金融商品債務引受業務の廃止の年月日

(新設)

(新設)

二 連携金融商品債務引受業務の廃止の理由

第五章 雑則

(業務方法書に基づく規則の届出)

第四十七条 金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関は、業務方法書に基づき規則を定め、又は廃止若しくは変更したときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

(金融商品取引清算機関の業務に関する提出書類)

第四十八条 (略)

2 前項の規定により提出する書類には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 清算預託金その他の清算参加者が金融商品取引清算機関に対し債務の履行を担保するために預託する金銭その他の財産の明細表

三・四 (略)

五 金融商品取引清算機関の総株主の議決権の百分の十以上の数の議決権を保有している株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

3 (略)

4 金融商品取引清算機関は、次の各号に掲げる事実(次項において「事故」という。)が発生した場合には、法第百八十八条の規定に

(新設)

(業務方法書に基づく規則の届出)

第十三条 金融商品取引清算機関は、業務方法書に基づき規則を定め、又は廃止若しくは変更したときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

(業務に関する提出書類)

第十四条 (略)

2 前項の規定により提出する書類には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 清算預託金明細表

三・四 (略)

五 主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

3 (略)

4 金融商品取引清算機関は、次の各号に掲げる事実(次項において「事故」という。)が発生した場合には、法第百八十八条の規定に

より、直ちに、その旨を金融庁長官に報告しなければならない。

一 取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、職務を行うべき社員を含む。）、 監査役、執行役又は使用人がその業務を執行するに際し、法令又は業務方法書（認可金融商品取引清算機関にあつては、連携契約書を含む。）に違反する行為をしたこと。

二（略）

5（略）

6 認可金融商品取引清算機関は、法第百八十八条の規定に基づき、認可に係る連携清算機関等（金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関以外の者に限る。以下この条において同じ。）の貸借対照表、損益計算書その他当該連携清算機関等の業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類を、当該連携清算機関等の毎事業年度終了後三月以内に、金融庁長官に提出しなければならない。

7 前項の規定により提出する書類には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 清算参加者の相手方が認可に係る連携清算機関等に対し債務の履行を担保するために預託する金銭その他の財産の明細表

二 認可に係る連携清算機関等の総株主等の議決権の百分の十以上の数の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

8 認可金融商品取引清算機関は、次の各号に掲げる事実（次項において「事故」という。）が発生したことを知った場合には、法第百八十八条の規定により、直ちに、その旨を金融庁長官に報告しなけ

より、直ちに、その旨を金融庁長官に報告しなければならない。

一 取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、職務を行うべき社員を含む。）、 監査役、執行役又は使用人がその業務を執行するに際し、法令又は業務方法書に違反する行為をしたこと。

二（略）

5（略）

（新設）

（新設）

（新設）

ればならない。

一 認可に係る連携清算機関等の役員又は使用人がその業務（連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。）を執行するに際し、法令又は当該連携清算機関等の業務方法書若しくは連携契約書に違反する行為をしたこと。

二 認可に係る連携清算機関等の電子情報処理組織の故障その他偶発的な事情による当該連携清算機関等の業務（連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。）の全部又は一部の停止

9 認可金融商品取引清算機関は、前項の規定により報告した事故の詳細が判明した場合には、法第百八十八条の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 事故の詳細
- 二 事故の改善策
- 三 その他必要な事項

（外国金融商品取引清算機関の業務に関する提出書類）

第四十九条 外国金融商品取引清算機関は、法第百八十八条の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書その他当該外国金融商品取引清算機関の業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類を、毎事業年度終了後三月以内に、金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する書類には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（新設）

（新設）

<p>(標準処理期間)</p>	<p>一 清算参加者が外国金融商品取引清算機関に対し債務の履行を担保するために預託する金銭その他の財産の明細表</p> <p>二 外国金融商品取引清算機関の総株主等の議決権の百分の十以上の数の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面</p> <p>三 外国金融商品取引清算機関は、次の各号に掲げる事実（次項において「事故」という。）が発生した場合には、法第百八十八条の規定により、直ちに、その旨を金融庁長官に報告しなければならない。</p> <p>一 役員、国内における代表者又は使用人がその金融商品債務引受業に係る業務を執行するに際し、法令又は業務方法書に違反する行為をしたこと。</p> <p>二 電子情報処理組織の故障その他偶発的な事情による金融商品債務引受業の全部又は一部の停止</p> <p>四 外国金融商品取引清算機関は、前項の規定により報告した事故の詳細が判明した場合には、法第百八十八条の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 事故の詳細</p> <p>二 事故の改善策</p> <p>三 その他必要な事項</p>
-----------------	---

(標準処理期間)

第五十条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第百五十六條の六第二項ただし書の承認又は法第百五十六條の十二、第百五十六條の十二の三第一項、第百五十六條の十八、第百五十六條の二十の十、第百五十六條の二十の十五若しくは第百五十六條の二十の二十一第一項の認可に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、法第百五十六條の二若しくは第百五十六條の二十の二の免許、法第百五十六條の五の五第一項若しくは第四項ただし書若しくは第百五十六條の二十の十六第一項の認可又は法第百五十六條の十九第一項若しくは第二項の承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、それぞれ当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2
(略)

第十五条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第百五十六條の六第二項に規定する承認又は法第百五十六條の十二若しくは法第百五十六條の十八に規定する認可に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、法第百五十六條の三第一項に規定する免許又は法第百五十六條の十九第一項若しくは第二項に規定する承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、それぞれ当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2
(略)

対象議決権保有届出書

平成 年 月 日

金融庁長官 殿

商号、名称又は氏名 _____ 印(イ)

本店所在地、住所又は居所 _____ (イ)

届出義務発生日 _____ 平成 年 月 日(ロ)

第1 提出者が対象議決権を保有する金融商品取引清算機関に関する事項

金融商品取引清算機関 の 商 号	
本店の所在地	

第2 提出者に関する事項

1 提出者（対象議決権保有者）(ハ)

1 個人		2 法人	
(ふりがな)			
商号、名称又は氏名			
(ふりがな)		〒	
個 人	生年月日 年 月 日	(ふりがな)	
	1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	勤務先名称	
	職 業	勤務先住所	
法 人	設立年月日 年 月 日	(ふりがな)	代表者役職
	1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	代 表 者 名	
事 業 内 容			
事務上の連絡先 及び担当者名			
		電 話 番 号	

2 保有目的(二)

--

3 対象議決権保有割合

対象議決権保有者 になった日	年 月 日
保有議決権数	個（総株主の議決権に対する割合 %）

4 対象議決権を有する株券等に関する担保契約等重要な契約(ホ)

--

第3 共同保有者に関する事項

1 共同保有者(ハ)

1 個人 2 法人			
（ふりがな）			
商号、名称又は氏名			
（ふりがな）			
本店所在地、住所又は居所 〒			
個 人	生年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	（ふりがな）	
	勤 務 先 名 称		
	職 業	勤 務 先 住 所	
法 人	設立年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	（ふりがな）	代表者役職
	代 表 者 名		
事 業 内 容			
事務上の連絡先 及び担当者名			
		電 話 番 号	

2 対象議決権保有割合

保有議決権数	個（総株主の議決権に対する割合 %）
--------	--------------------

第4 提出者及び共同保有者に関する総括表

1 提出者及び共同保有者(ト)

1		21		41	
2		22		42	
3		23		43	
4		24		44	
5		25		45	
6		26		46	
7		27		47	
8		28		48	
9		29		49	
10		30		50	
11		31		51	
12		32		52	
13		33		53	
14		34		54	
15		35		55	
16		36		56	
17		37		57	
18		38		58	
19		39		59	
20		40		60	

2 上記提出者及び共同保有者の対象議決権保有割合(チ)

保有議決権数	個（総株主の議決権に対する割合 %）
--------	--------------------

（注意事項）

1 一般的事項

イ この様式において「議決権」とは、法第29条の4第2項に規定する議決権をいう。

ロ 記載事項のうち「第2 提出者に関する事項」には、提出者の議決権の保有状況について記載し、「第3 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合のみ、共同保有者1人につき1枚ずつ、各共同保有者の議決権の保有状況について記載し、「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」には、共同保有者がいる場合にのみ、提出者及び共同保有者の議決権の保有状況を一括して記載すること。共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第3 共

同保有者に関する事項」及び「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に係る部分は提出することを要しない。

- ハ 対象議決権保有届出書（以下この様式において「届出書」という。）の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の届出書を一括して提出する場合には、当該提出者及び当該共同保有者のそれぞれの議決権の保有状況について、別々に「第2 提出者に関する事項」に記載するとともに、これらの議決権の保有状況を一括して「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に記載すること。この場合には、この様式のうち「第3 共同保有者に関する事項」に係る部分は提出することを要しない。

二 のある欄は、該当する番号を で囲むこと。

2 個別事項

(イ) 商号、名称又は氏名及び本店所在地、住所又は居所

(1) 届出書の提出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の商号、名称又は氏名及び本店所在地、住所又は居所を記入し、押印すること。なお、代理人が提出する場合には、届出書の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書1通につき1通ずつ添付すること。

(2) 届出書の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書を一括して提出する場合には、委任を受けた者が、その商号、名称又は氏名及び本店所在地、住所又は居所を届出書に記入、押印すること。なお、当該共同保有者が、当該提出者に届出書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書1通につき1通ずつ添付すること。

(3) 「商号、名称又は氏名」欄については、法人の場合には、法人の商号又は名称及び代表者の役職氏名を記入し、代表者印を押印すること。

(ロ) 届出義務発生日

対象議決権保有者となった日を記載すること。

(ハ) 提出者（対象議決権保有者）

(1) 「1 個人 2 法人」欄は、該当する番号を で囲むこと。民法上の組合その他の法人格を有さない組合又は社団等の場合には、当該組合又は社団等を保有者として提出せず、議決権を所有し、又は法第27条の23第3項各号に掲げる者に該当する業務執行組合員等を保有者として提出すること。また、この場合、その旨を届出書の「4 対象議決権を有する株券等に関する担保契約等重要な契約」欄に記載すること。

(2) 提出者が個人の場合は「個人」欄に、法人の場合は「法人」欄に必要事項をそれぞれ記載すること。

(3) 「設立年月日」欄には、法人設立の登記年月日を記載すること。

(4) 「事業内容」欄には、届出書の提出義務が生じた日現在の当該法人の定款等に記載された主要な目的を記載すること。

(ニ) 保有目的

「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。

(ホ) 対象議決権を有する株券等に関する担保契約等重要な契約

保有株券等に関する担保契約、売戻し契約、売り予約、その他の重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている議決権の数量等、

当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を法人格のない組合、社団等の業務執行組合員等として保有している場合、共有している場合等には、その旨記載すること。

(ハ) 共同保有者

共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、(ハ)に準じて記載すること。

(ト) 提出者及び共同保有者

共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の商号、名称又は氏名のみを記載すること。

(フ) 上記提出者及び共同保有者の対象議決権保有割合

共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の保有議決権数を合計して記載すること。

内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）

改正案	現行
<p>別表（第一条関係） 一～四十三（略） 四十四 金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号） 四十五～六十一（略）</p>	<p>別表（第一条関係） 一～四十三（略） （新設） 四十四～六十（略）</p>

内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

改正案		現行	
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
（略）	（略）	（略）	（略）
金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十六条の十六、第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九、第八十八条の十一第一項、第三百三十九条の四第八項、第百	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第六十六条の十六、第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九、第八十八条の十一第一項、第三百三十九条の四第八項、第三百三十九条の六第四項、第三百三十九条の十三第二項並びに第三百三十九条の二十一第二項

		三十九条の六第四項、第三百二十九条の十三第二項並びに第三百二十九条の第二十一第二項
(略)	(略)	(略)
資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)	(略)	(略)
金融商品取引清算機関等に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第七十六号)	第二十一条第四項	
(略)	(略)	(略)

別表第三(第五条関係)

(略)	(略)
金融商品取引法	第四十六条の二、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十六条の十六、第六十六条の十八、第六十

(略)	(略)	(略)
資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	
(略)	(略)	(略)

別表第三(第五条関係)

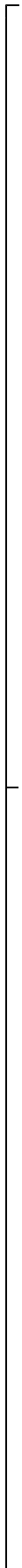
(略)	(略)
金融商品取引法	第四十六条の二、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第六十六条の十六、第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九及び第八十八条の十一第一項

別表第四（第八条関係） 金融商品取引法	（略）	六条の三十七、第六十六条の三十九及び第八十八条の十一第一項
	資産の流動化に関する法律	（略）
	金融商品取引清算機関等に関する内閣府令	第二十一条第四項
	（略）	（略）
<p>第二十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第三項（第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条の三、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十六条の十八、第六十六条の三十九</p>		

別表第四（第八条関係） 金融商品取引法	（略）	（略）
	資産の流動化に関する法律	（略）
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
<p>第二十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第三項（第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条の三、第六十六条の十八、第六十六条の三十九、第一百〇一条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第一百〇一条の五第二項（第一号に係る</p>		

(略)	金融商品取引清算機関等に関する内閣府令	資産の流動化に関する法律	(略)	
(略)	第二十一条第四項	(略)	(略)	、第百一条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百一条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の四第九項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の十三第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第百三十九条の二十一第三項（第一号に係る部分に限る。）

(略)	(新設)	資産の流動化に関する法律	(略)	
(略)	(新設)	(略)	(略)	る部分に限る。）、第百三十九条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の四第九項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の十三第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第百三十九条の二十一第三項（第一号に係る部分に限る。）



改正案	現行
<p>（免許申請書） 第四条（略）</p> <p>2 法第八十一条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第八十二条第二項第三号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>五十一（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（認可申請書の添付書類）</p> <p>第三十一条 法第百二条の十五第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る</p>	<p>（免許申請書） 第四条（略）</p> <p>2 法第八十一条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>五十一（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（認可申請書の添付書類）</p> <p>第三十一条 法第百二条の十五第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る</p>

。又はこれに代わる書面並びに役員が法第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

四〇十 (略)

2 (略)

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第四十二条 法第百三条の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有し、又は有することとなる場合における当該法人が取得し、又は所有する会社の株式に係る議決権

三〇五 (略)

(資本金の額の減少の認可申請)

第四十七条 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

。又はこれに代わる書面並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

四〇十 (略)

2 (略)

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第四十二条 法第百三条の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法人の代表権を有する者又は法人の代表権を有する支配人が当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する場合における当該法人の所有する会社の株式に係る議決権

三〇五 (略)

(資本金の額の減少の認可申請)

第四十七条 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

一〇五 (略)

六 株券発行会社が株式の併合をする場合にあっては、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

七 (略)

(株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書)

第五十四条 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める書類(申請者が外国の法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類)

イ 申請者が法人(地方公共団体を除く。ハにおいて同じ。)である場合 当該法人に関する次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 役員(会計参与を除く。以下(3)において同じ。)の履歴書及び住民票の抄本(本籍の記載のあるものに限る。)並びに役員が法第百六条の四第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

一〇五 (略)

六 株券発行会社にあつては会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

七 (略)

(株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書)

第五十四条 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める書類(申請者が外国の法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類)

イ 申請者が法人(地方公共団体を除く。ハにおいて同じ。)である場合 当該法人に関する次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 役員(会計参与を除く。以下(3)において同じ。)の履歴書及び住民票の抄本(本籍の記載のあるものに限る。)並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(4) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）並びに会計参与が法第百六条の四第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

(5) (13) (略)

ロ (略)

八 申請者が法人又は地方公共団体以外の者である場合 当該者に関する次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 法第百六条の四第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しないことを当該者が誓約する書面

二丁四 (略)

(金融商品取引所持株会社に係る認可申請)

第五十七条 (略)

2 法第百六条の十一第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 株式会社金融商品取引所を子会社としようとする場合 次に掲げる書類

(4) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）並びに会計参与が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

(5) (13) (略)

ロ (略)

八 申請者が法人又は地方公共団体以外の者である場合 当該者に関する次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しないことを当該者が誓約する書面

二丁四 (略)

(金融商品取引所持株会社に係る認可申請)

第五十七条 (略)

2 法第百六条の十一第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 株式会社金融商品取引所を子会社としようとする場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 株式会社金融商品取引所を子会社としようとする者に関する次に掲げる書類

(1) (略)

(2) 取締役及び監査役の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

(3) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるもの限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに会計参与が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

(4) (10) (略)

ハ ホ (略)

二 株式会社金融商品取引所を子会社としようとする会社を設立しようとする場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 法第六条の十一第一項の認可を受けて設立される会社（以下この号において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書

イ (略)

ロ 株式会社金融商品取引所を子会社としようとする者に関する次に掲げる書類

(1) (略)

(2) 取締役及び監査役の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

(3) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるもの限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに会計参与が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

(4) (10) (略)

ハ ホ (略)

二 株式会社金融商品取引所を子会社としようとする会社を設立しようとする場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 法第六条の十一第一項の認可を受けて設立される会社（以下この号において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書

類

(1) 取締役及び監査役の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

(2) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面（及び住民票の抄本（本籍の記載のあるもの）に限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに会計参与が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

(3) (9) (略)

八〇水 (略)

(役員等に係る変更届出)

第百十一条 (略)

2 次の各号に掲げる場合において前項の書類を提出しようとする金融商品取引所は、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 新たに役員に就任した者があつた場合 当該役員（役員が法人であるときは、当該役員）の沿革を記載した書面（及び住

類

(1) 取締役及び監査役の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

(2) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面（及び住民票の抄本（本籍の記載のあるもの）に限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに会計参与が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

(3) (9) (略)

八〇水 (略)

(役員等に係る変更届出)

第百十一条 (略)

2 次の各号に掲げる場合において前項の書類を提出しようとする金融商品取引所は、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 新たに役員に就任した者があつた場合 当該役員（役員が法人であるときは、当該役員）の沿革を記載した書面（及び住

民票の抄本（本籍の記載のあるもの）に限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第八十二条第二項第三号イからハまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類

二（略）

民票の抄本（本籍の記載のあるもの）に限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからトまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類

二（略）

<p>別紙様式第一号（第四十五条及び第六十条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 4）</p> <p style="text-align: center;">対象議決権保有届出書</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第1～第4（略） （注意事項）</p> <p>1（略）</p> <p>2 個別事項</p> <p>(イ)・(ロ)（略）</p> <p>(Ⅱ) 提出者（対象議決権保有者）</p> <p>(1) 「1 個人 2 法人」欄は、該当する番号を で囲むこと。民 法上の組合その他の法人格を有さない組合又は社団等の場合には、当 該組合又は社団等を保有者として提出せず、議決権を所有し、又は法 第27条の23第3項各号に掲げる者に該当する業務執行組員等を保有 者として提出すること。また、この場合、その旨を届出書の「4 対 象議決権を有する株券等に関する担保契約等重要な契約」欄に記載す ること。</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>(ニ)・(ホ)（略）</p> <p>(ハ) 共同保有者 共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、(Ⅱ)に準じ て記載すること。</p> <p>(ト)・(チ)（略）</p>	<p>別紙様式第一号（第四十五条及び第六十条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 4）</p> <p style="text-align: center;">対象議決権保有届出書</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第1～第4（略） （注意事項）</p> <p>1（略）</p> <p>2 個別事項</p> <p>(イ)・(ロ)（略）</p> <p>(Ⅱ) 提出者（対象議決権保有者）</p> <p>(1) 「1 個人 2 法人」欄は、該当する番号を で囲むこと。民 法上の組合（民法第667条）その他の法人格を有さない組合又は社団 等の場合には、当該組合又は社団等を保有者として提出せず、議決権 を所有し、又は金融商品取引法第27条の23第3項各号に規定する者に 該当する業務執行組員等を保有者として提出すること。また、この 場合、その旨を届出書の「4 当該株券等に関する担保契約等重要な 契約」欄に記載すること。</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>(ニ)・(ホ)（略）</p> <p>(ハ) 共同保有者 共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、(Ⅱ)の「1 提出者」に準じて記載すること。</p> <p>(ト)・(チ)（略）</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号。次条において「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後において改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「新金融商品取引法」という。）第三十四条の三第一項の規定による申出をしようとする地方公共団体は、施行日前においても、同項の規定の例により、その申出をすることができる。

2 前項の申出を受けた者は、施行日前においても、新金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定の例により、書面による同意を得ることができる。

3 前二項の規定による申出及び書面による同意は、施行日において新金融商品取引法第三十四条の三第一項及び第二項の規定によりされたものとみなす。

4 前三項の規定は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条の二、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十一条の二の四及び第十一条の十の三、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第二項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）及び第十五条の七（同法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第二項（同法第九条の九第五項及び第八項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の二、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十条の二、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条の二、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四及び第五十二条の二の五、保険業法（平成七年法律第五号）第三百条の二、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三及び第五十九条の七、改正法第五条の規定による改正後の信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第二十四条の二（保険業法第九十九条第八項（同法第九十九条において準用する場

合を含む。) において準用する場合を含む。) 並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条において新金融商品取引法第三十四条の三第一項及び第二項の規定を準用する場合に
ついて準用する。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 新金融商品取引法第五十七条の四及び第五十七条の十六の説明書類の記載事項のうち、第二条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の十二第二号ロ及び第三号並びに第二百八条の二十六第三号ロ及び第四号に掲げる事項については、施行日から起算して一月を経過した日以後に終了する事業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に終了する事業年度に係るものについては記載することを要しない。

第四条 平成二十八年三月三十一日までに終了する事業年度における第二条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十三第二項の規定の適用については、同項中「指定国際会計基準」とあるのは、「指定国際会計基準（米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法を含む。第二百八条の二十五第一項第二号及び第二項、第二百八条の二十六第四号イ並びに別紙様

式第十七号の五において同じ。」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。